

令和３年度第１２回

地域連携推進機構運営会議 議事次第

日時：令和３年１２月１６日（木）１０：００～１１：３０

場所：第二会議室

【議題】 ＜審議事項＞	資料 番号
１ 中期将来ビジョンについて	審議 １
２ グローカル ・ イノベーション人材育成専門部会の設置について	審議 ２
３ 非常勤講師人事規程の一部改正（案）について	審議 ３
４ 科学教育（STEAM 教育）研究センター（仮称）準備専門部会設置要項（案）について	審議 ４
５ 地域協働萌芽プロジェクト支援事業の事業計画(案)について（「スタディケーション を組み合わせた観光型リカレント教育プログラム」実証実験）	審議 ５
＜報告事項＞	
１ 第３期中期目標期間に係る「中期目標の達成状況報告書」の作成について	報告 １
２ 令和３年度地域連携推進機構予算執行状況について	報告 ２

※参考資料

- ・ 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（令和３年４月１日時点）（参考資料２）

令和3年度第10回地域連携推進機構運営会議

議事要旨

日 時：令和3年11月18日（木）10：00～10：59

場 所：第一会議室

出席者：牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長）、背戸 博史（地域共創企画室長）、柴田 聡史（地域共創企画室 准教授）、小島 肇（地域共創企画室 准教授）、島袋 亮道（地域共創企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域共創企画室 特命准教授）

欠席者：下地 孝之（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

陪席者：瀬名波 出（学長補佐、研究企画室員、工学部教授）、富永 千尋（研究企画室特命教授）、平敷 監事
稲福 太一（課長代理）、新城 伸幸（地域連携推進係長）、金城 まなみ（企画係長）、根間 友紀乃（企画係員）

※審議に先立ち、令和3年度第9回運営会議の議事要旨案について確認があり、承認された。

議長から、次の1件の事項について審議を行う旨提案があり、説明の上、審議を行った。

<審議事項>

- 1 令和4年度新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する琉球大学公開講座・公開授業の開講方針（案）について

背戸室長から、資料（議題1）に基づき説明があり、審議の結果、琉球大学公開講座・公開授業の開講方針（案）について承認された。また、背戸室長からICTを活用した公開講座・公開授業の開講を促進する方針について提案があり、承認された。

<報告事項>

- 1 STEAM教育センター（仮称）について

竹村副機構長から、資料（報告1）に基づき、STEAM教育センター（仮称）設立に向けた今後のスケジュールなどについて報告があった。

- 2 琉球大学の中期将来ビジョンに係る対応について

稲福地域連携推進課課長代理から、資料（報告2）に基づき報告があった。

- 3 令和3年度地域連携推進機構予算執行状況について

稲福地域連携推進課課長代理から、資料（報告3）に基づき報告があった。

- 4 「琉大特色地域創生特別科目（琉大首里城講座）」の実施報告について

小島准教授より資料（報告4）に基づき報告があった。

5 「開学 70 周年記念事業地域連携企画展」について

小島准教授から、開学 70 周年記念事業地域連携企画展の WEB サイトが、11 月 1 日付けで公開されていることについて報告があった。

令和3年度第11回地域連携推進機構運営会議（メール会議）

議事要旨

日 時：令和3年12月1日（水）（メール送信日）～12月3日（金）（意見等期限日）

委 員：牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長）、背戸 博史（地域共創企画室長）、柴田 聡史（地域共創企画室 准教授）、小島 肇（地域共創企画室 准教授）、下地 孝之（総合企画戦略部 地域連携推進課長）、島袋 亮道（地域共創企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域共創企画室 特命准教授）、満尾 俊一（総合企画戦略部長）

<審議事項>

急を要する案件であることから、議長の提案により、次の事項についてメールにより審議を行った。

1. 令和3年度プロジェクトシート12月確認について

審議の結果、本件について、原案のとおり承認された。

2. 令和3年度公開授業の追加実施について

審議の結果、本件について、原案のとおり承認された。

中期将来ビジョンの具体的な取組事項及び評価指標

担当理事：牛窪理事

担当課：地域連携推進課

パート	ビジョン	アクションプラン	具体的な取組事項	取組事項における 評価指標 (達成水準を含む)	取組種類 A～D※	第4期中期計画及びその他の 記載事項等との関連
Part I 教育—Education 沖縄には、島嶼地域の多様な自然環境・固有の文化・島相互あるいは周辺諸国・地域との関わりの歴史があります。琉球大学は、これらの地域特性を活かしながら、学修者本位の教育を行います。	Vision1 地域、日本、世界の課題を見据えた教育	1-3 沖縄および島嶼系で得られた知見を日本、そして世界に拡大させる。	ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むとともに、多機関連携による航空産業などが求める人材の育成や、公共政策の面から地域課題解決を担う「地域公共政策士」を養成することで、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。(中目計1-1)	①教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信 【教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				②多機関連携による航空人材育成プログラムの開発 【航空産業など関連機関等のプログラムに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				③「地域公共政策士」が参画する地域課題解決プロジェクトの推進 【地域公共政策士等で構成する「沖縄地域公共政策研究会」における地域課題解決プロジェクトを累計20件以上とする。】	A	
	Vision2 多様な人的交流の場を通じた人間性の成長	1-4 アクティブラーニングを推進し、議論と発信に優れた人材を育成する。	地域連携推進機構が提供する人材育成に関する教育プログラムは、座学のみならず、課題研究やPBL、ディスカッション、プレゼンテーションなど、受講生の能動的な学習(アクティブラーニング)を原則採用し、教育の質的向上を図る。	各教育プログラムの満足度 【満足度調査における満足度5段階評価の4以上とする】	C	
		2-2 学生と地域住民や海外出身の人々との交流の機会を増やす。	ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むとともに、多機関連携による航空産業などが求める人材の育成や、公共政策の面から地域課題解決を担う「地域公共政策士」を養成することで、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。(中目計1-1)	①教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信 【教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				②多機関連携による航空人材育成プログラムの開発 【航空産業など関連機関等のプログラムに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				③「地域公共政策士」が参画する地域課題解決プロジェクトの推進 【地域公共政策士等で構成する「沖縄地域公共政策研究会」における地域課題解決プロジェクトを累計20件以上とする。】	A	

	Vision4 カリキュラムおよび教育方法の不断の改善による教育の質の向上	4-4 大学コンソーシアム沖縄を通じて沖縄県内の他大学等との教育連携を図る。	大学、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場、すなわち地域連携プラットフォームを通じて、地域課題の認識を共有し、その解決策を検討するとともに、地域社会における、あるべき大学の役割と機能を明らかにする。	ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 【概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開】	B	
	Vision6 高大連携等の推進	6-2 小中高生を対象として、大学および学問の魅力を発信する取り組みを強化する。	Society 5.0を担う人材育成に貢献する受け皿を整備し、初等中等教育段階からのSTEAM教育の推進に貢献する。	小中学生や高校生を対象にした科学系人材育成事業の実施状況 【プログラム修了生の50%以上が、修了評価において5段階のレベル3以上】	B	
Part II 研究—Research— 基礎的かつ普遍的な人類共通の課題と、沖縄に特徴的な島嶼、海洋、亜熱帯、医学および歴史・文化を含む社会的な課題の研究に取り組み、それらの成果を積極的に発信します。また、琉球大学に蓄積されている多くの知見に基づき、斬新な研究を推進します。	Vision9 基礎研究および地域の特色を活かした研究の推進	9-1 地域の人々、研究機関等との情報交換および連携体制を強化し、探究すべき課題を明確化する。	琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。(中目中計1-2)	①琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数 【プロジェクトの設置総数を10件以上とする。】	A	
	Vision13 地域固有の課題解決力の強化	13-1 地域課題の解決に向けて、地域共創人材バンクを拡充する。	琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。(中目中計1-2)	①琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数 【プロジェクトの設置総数を10件以上とする。】	A	
		13-2 首里城再興学術ネットワークのような地域課題に応じた多様な連携体制を強化する。	琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。(中目中計1-2)	①琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数 【プロジェクトの設置総数を10件以上とする。】	A	
		13-3 県内関連組織との連携によるSDGs達成に向けたプロジェクトを展開する。	琉球大学SDGs推進室の議論を通して、地域に関わる課題を県内組織と連携して解決する。	社会貢献WGの取組総数 【5件以上とする。】	B	
		13-4 大学、公共団体、産業界等が連携したプラットフォームを通じて、地域課題の解決に向けた取組を行う。	大学、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場、すなわち地域連携プラットフォームを通じて、地域課題の認識を共有し、その解決策を検討するとともに、地域社会における、あるべき大学の役割と機能を明らかにする。	ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 【概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開】	B	
	Vision14 沖縄における産業振興への貢献	14-1 琉球大学イノベーションイニシアティブを活用し、産官学協働を推進する。	琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。(中目中計1-2)	①琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数 【プロジェクトの設置総数を10件以上とする。】	A	
				②登録され、活動したプロジェクトの成果に対する評価結果 【3件以上のプロジェクトでA評価以上を達成する。】	A	

Part Ⅲ 地域連携— Regional Engagement— 琉球大学は、長期ビジョンの中で「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を掲げています。琉球大学がもつ智慧と知識を活かし、地域の総合的な発展に貢献します。	Vision15 地域が目指すべき将来ビジョンの検討への貢献	15-1 県内の自治体、諸団体、産業界等との包括的連携を積極的に進める。	大学、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場、すなわち地域連携プラットフォームを通じて、地域課題の認識を共有し、その解決策を検討するとともに、地域社会における、あるべき大学の役割と機能を明らかにする。	ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 【概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開】	B	
		15-2 県内の様々な団体が取り組む、地域が目指すべき将来ビジョンの検討に積極的に係わり、その実現に向けて協力する。	大学、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場、すなわち地域連携プラットフォームを通じて、地域課題の認識を共有し、その解決策を検討するとともに、地域社会における、あるべき大学の役割と機能を明らかにする。	ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 【概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開】	B	
	Vision16 社会の人々への学びの機会の提供	16-1 リカレント教育および生涯教育を拡充していく。	沖縄県内の社会人を対象に、経済団体、地方自治体、民間企業、ハローワーク等の外部のステークホルダーズと連携・協力し、即効性があり、より実践的かつ応用的なりカレントプログラム（キャリア開発、マーケティング、起業、DX推進など）を開発・設計する。かつオンラインと対面とを組み合わせることにより、フレキシブルな受講が可能な教育プログラムを提供することで、教育の質的向上をはかる。	各教育プログラムの満足度授業評価 【満足度調査における満足度5段階評価の4以上とする】	A	中期目標大綱①
		16-2 経済的あるいは地理的条件などによって高度な学びの機会が失われることがないよう支援体制の強化に努める。	ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むとともに、多機関連携による航空産業などが求める人材の育成や、公共政策の面から地域課題解決を担う「地域公共政策士」を養成することで、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。（中目計1-1）	①教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信 【教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				②多機関連携による航空人材育成プログラムの開発 【航空産業など関連機関等のプログラムに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
				③「地域公共政策士」が参画する地域課題解決プロジェクトの推進 【地域公共政策士等で構成する「沖縄地域公共政策研究会」における地域課題解決プロジェクトを累計20件以上とする。】	A	
		16-3 遠隔型授業等による学びの環境を地域社会に向けて整備する。	ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むことにより、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。	①教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信 【教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	A	
	Vision17 地域等とのネットワークの強化	17-1 卒業生、支援者、海外県人会等とのネットワークを強化する。	琉大サテライト・イブニング・カレッジや琉大リカレント教育講座等の修了生によるネットワークを構築し、共通のテーマや課題を持ち寄り、アクティブラーニング方式で、お互いに学び合う勉強会を実施することにより、社会人の学びの機会を提供・充実させる。	修了生をメンバーとする勉強会の開催状況 達成水準：概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開	B	
		17-2 沖縄県、市町村、種々の業界団体、大学コンソーシアム沖縄など、県内外の様々な団体との連携を強化する。	大学、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場、すなわち地域連携プラットフォームを通じて、地域課題の認識を共有し、その解決策を検討するとともに、地域社会における、あるべき大学の役割と機能を明らかにする。	評価基準：ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 達成水準：概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開	B	
		17-3 地域コミュニティに開かれた共創の場などを創出する。	多様なステークホルダーが集まったコンソーシアムを設立し、議論を通して、特定の社会課題解決をめざす。	評価基準：ステークホルダーズとの恒常的な意見交換会の開催状況 達成水準：概ね年度に1回以上の開催とHP上での情報公開	A	中期目標大綱③

◆作成にあたっての留意事項

- (1)取組事項については、1つのアクションプランに対して複数の取組も可とし、複数のアクションプランに対応する取組も可とする。
複数のアクションプランに対応する取組については、【再掲】及び【アクションプラン番号】の記載すること。
- (2)取組事項については、実施期間を記載すること。取組開始時期が未定の場合は「今後検討」と記載すること。
- (3)具体的な取組事項の末尾に開始予定年度を(○年度)で記載すること。
- (4)評価指標及び達成水準については、第4期中期目標・中期計画の記載方法を準用すること。
- (5)評価指標は、達成状況を検証することが可能な評価指標であること及び達成時期、実施頻度も記載すること。
- (6)取組種類A～Cを選択したアクションプランについては、定量的又は定性的な評価指標を設けること。
- (7)※取組種類については、次のとおり
 - A重点的取組: 中期目標・中期計画とセットで戦略的に達成を目指す取組
 - B特色的取組: 本学の特色・強みなどを積極的に展開する取組
 - C普遍的取組: 大学として普遍的な教育研究等の向上を目指す取組
 - Dその他取組: A～C以外の取組

中期計画「その他の記載事項」における計画等についても別途具体的な取組を検討すること。

琉球大学の中期将来ビジョン取組検討割り振り(案)

※ ★は主担当理事、主担当課を表す

ビジョン		アクションプラン		担当理事	担当課
Part I 教育— Education—	沖縄には、島嶼地域の多様な自然環境・固有の文化・島相互あるいは周辺諸国・地域との関わりの歴史があります。琉球大学は、これらの地域特性を活かしながら、学修者本位の教育を行います。	Vision1 地域、日本、世界の課題を見据えた教育	1-1 地域的、全国的あるいは国際的課題を取り扱う授業を行う。	井上理事	教育支援課
			1-2 沖縄、日本および世界が目指すべき社会のあり方について教員、学生がともに考え、それを社会に発信する。	井上理事★ 牛窪理事	教育支援課★ 国際教育課 総務課
			1-3 沖縄および島嶼系で得られた知見を日本、そして世界に拡大させる。	井上理事★ 牛窪理事	教育支援課★ 地域連携推進課 国際教育課
			1-4 アクティブラーニングを推進し、議論と発信に優れた人材を育成する。	井上理事★ 牛窪理事	教育支援課★ 総務課(広報)
		Vision2 多様な人的交流の場を通じた人間性の成長	2-1 教員と学生および学生相互の緊密な交流を図る。	井上理事	教育支援課
			2-2 学生と地域住民や海外出身の人々との交流の機会を増やす。	井上理事★ 牛窪理事	国際教育課★ 地域連携推進課
			2-3 周辺諸国等との情報交換、人的な繋がり の機会を拡充する。	井上理事	国際教育課★ 教育支援課
			2-4 国内外を含めた学外学修などの多様な学修の機会を充実させる。	井上理事	国際教育課★ 教育支援課
		Vision3 国際性あふれた教育環境の充実	3-1 留学生や海外出身の人々と日本人学生との交歓の場を増やす。	井上理事★ 牛窪理事	国際教育課★ 学生支援課
			3-2 外国人留学生特別プログラム等を通じて留学生教育を充実させる。	井上理事	国際教育課★ 学生支援課
			3-3 留学生と日本人学生との共修科目を充実させる。	井上理事	国際教育課★ 教育支援課
			3-4 海外大学等とのオンライン型の交流機会を広げる。	井上理事	国際教育課
			3-5 日本人学生の海外留学プログラムを充実させる。	井上理事	国際教育課
		Vision4 カリキュラムおよび教育方法の不断の改善による教育の質の向上	4-1 学士課程におけるURGCC (University of the Ryukyus Global Citizen Curriculum)、および大学院課程におけるURGCC-Advancedによる教育の内部質保証を充実させる。	井上理事	教育教育課
			4-2 ICTやAIの活用を含むSTEAM教育等を通じ、情報化社会そして超スマート社会に対応しうる人材を育成する。	井上理事★ 大城理事	教育支援課★ 情報企画課

ビジョン			アクションプラン	担当理事	担当課
			4-3 高度専門職業人および多様な分野で活躍する人材の養成機能を充実させる。	井上理事	教育支援課★ 学生支援課(就職)
			4-4 大学コンソーシアム沖縄を通じるなどして沖縄県内の他大学等との教育連携を図る。	井上理事★ 牛窪理事	教育支援課★ 地域連携推進課
		Vision5 感染症の流行を含む様々な社会情勢の変化に対応する新たな教育方法の導入	5-1 対面型および遠隔型授業を効果的に組み合わせたハイブリット型の教育方法を確立していく。	井上理事	教育支援課
			5-2 遠隔型教育のためのシステムをさらに整備する。	井上理事	教育支援課★ 情報企画課
			5-3 キャンパスへ来ることができない学生等へのメンタルケアを含む支援を行う。	井上理事	学生支援課
		Vision6 高大連携等の推進	6-1 沖縄県内のSSH (Super Science High Schools) などとの協力関係を強め、高大連携を推進する。	井上理事	教育支援課
			6-2 小中校生を対象として、大学および学問の魅力を発信する取り組みを強化する。	井上理事	教育支援課
		Vision7 教育の機会均等の促進	7-1 経済面で困窮する学生や、精神面でケアを必要とする学生への支援を行う。	井上理事	学生支援課
			7-2 学修支援、キャリア支援などの学生支援体制を強化する。	井上理事	学生支援課
		Vision8 豊かな感性と知性、地域へのまなざしを持った児童および生徒の育成	8-1 地域の初等および前期中等教育モデル校として、附属学校の機能強化を図る。	井上理事	教育学部事務部
			8-2 附属学校と学内諸部局等との連携を推進する。	井上理事	教育学部事務部

ビジョン			アクションプラン	担当理事	担当課
Part II 研究— Research—	基礎的かつ普遍的な人類共通の課題と、沖縄に特徴的な島嶼、海洋、亜熱帯、医学および歴史・文化を含む社会的な課題の研究に取り組み、それらの成果を積極的に発信します。また、琉球大学に蓄積されている多くの知見に基づき、斬新な研究を推進します。	Vision9 基礎研究および地域の特色を活かした研究の推進	9-1 地域の人々、研究機関等との情報交換および連携体制を強化し、探究すべき課題を明確化する。	木暮理事★ 牛窪理事	研究推進課★ 地域連携推進課
			9-2 国際的な研究組織との連携を推進し、世界をリードする研究を展開する。	木暮理事	研究推進課
			9-3 研究の推進を通じてSDGs達成に貢献する	木暮理事	研究推進課
			9-4 戦略的な資源配分などに基づき特色ある研究を推進する。	木暮理事	研究推進課
		Vision10 地域の緊急課題および固有課題に関する研究の推進	10-1 首里城再興や海洋ゴミ問題等の地域の課題に関する多様な研究活動を推進する。	木暮理事★ 牛窪理事	研究推進課★ 地域連携推進課
			10-2 地域産業振興やエネルギー問題等に関連する課題の解決に資する研究を推進する。	木暮理事	研究推進課
			10-3 子どもの貧困や性別役割分担意識から生じる課題の克服のための研究を行う。	木暮理事★ 牛窪理事 富原理事	研究推進課★ 地域連携推進課 職員課
		Vision11 学内研究推進体制の整備と強化	11-1 学内外の研究者間の情報交換を緊密にして、特色あるプロジェクトの立ち上げと積極的な支援を行う。	木暮担当	研究推進課
			11-2 科学研究費補助金やクラウドファンディング等の様々な外部資金の獲得を促進する。	木暮理事★ 大城理事	研究推進課★ 財務企画課 基金室
			11-3 クロスアポイントメント制度を活用して外部の研究者との情報交換、共同研究を拡充する。	木暮理事	研究推進課
			11-4 URA (University Research Administrator) の安定的な雇用による研究推進体制の強化を図る。	木暮理事	研究推進課
			11-5 若手研究者、女性研究者および外国人研究者等への支援を強化する。	木暮理事	研究推進課
			11-6 技術職員の組織の見直しを進めるとともに、学内教育研究施設の効率的な運用を行う。	木暮理事★ 大城理事	研究推進課★ 施設企画課 人事企画課
			11-7 産学連携・知的財産に関する支援体制を強化する。	木暮理事	研究推進課
		Vision12 学外の研究機関・企業等との連携	12-1 地域の企業や団体との組織的な連携を強化し、産学共同研究を拡充する。	木暮理事	研究推進課
			12-2 県内研究機関との機器共用システムを拡充する。	木暮理事	研究推進課
			12-3 沖縄マリンサイエンスネットワークなどの仕組みを活用し、他研究機関との連携を強化する。	木暮理事	研究推進課

ビジョン			アクションプラン	担当理事	担当課
Part III 地域連携— Regional Engagement—	琉球大学は、長期ビジョンの中で「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を掲げています。琉球大学がもつ智慧と知識を活かし、地域の総合的な発展に貢献します。	Vision13 地域固有の課題解決力の強化	13-1 地域課題の解決に向けて、地域共創人材バンクを拡充する。	牛窪理事★ 木暮理事	地域連携推進課★ 研究推進課
			13-2 首里城再興学術ネットワークのような地域課題に応じた多様な連携体制を強化する。	牛窪理事★ 木暮理事	地域連携推進課★ 研究推進課
			13-3 県内関連組織との連携によるSDGs達成に向けたプロジェクトを展開する。	牛窪理事★ 木暮理事	地域連携推進課★ 経営戦略課
			13-4 大学、公共団体、産業界等が連携したプラットフォームを通じて、地域課題の解決に向けた取組を行う。	牛窪理事	地域連携推進課
		Vision14 沖縄における産業振興への貢献	14-1 琉球大学イノベーションイニシアティブを活用し、産官学協働を推進する。	牛窪理事★ 木暮理事	地域連携推進課★ 研究推進課
			14-2 地域資源を活用した新たな製品開発とその特許化を進める。	木暮理事★ 牛窪理事	研究推進課★ 地域連携推進課
			14-3 大学の有する知財や知見を活かして、地域社会の振興に貢献する。	牛窪理事	地域連携推進課
			14-4 大学発ベンチャーによる起業を進める。	牛窪理事	地域連携推進課
		Vision15 地域が目指すべき将来ビジョンの検討への貢献	15-1 県内の自治体、諸団体、産業界等との包括的連携を積極的に進める。	牛窪理事	地域連携推進課
			15-2 県内の様々な団体を取り組む、地域が目指すべき将来ビジョンの検討に積極的に係わり、その実現に向けて協力する。	牛窪理事★ 木暮理事	地域連携推進課★ 研究推進課
		Vision16 社会の人々への学びの機会の提供	16-1 リカレント教育および生涯教育を拡充していく。	牛窪理事	地域連携推進課
			16-2 経済的あるいは地理的条件などによって高度な学びの機会が失われることがないよう支援体制の強化に努める。	牛窪理事	地域連携推進課
			16-3 遠隔型授業等による学びの環境を地域社会に向けて整備する。	牛窪理事	地域連携推進課
		Vision17 地域等とのネットワークの強化	17-1 卒業生、支援者、海外県人会等とのネットワークを強化する。	牛窪理事	地域連携推進課★ 国際連携推進課
			17-2 沖縄県、市町村、種々の業界団体、大学コンソーシアム沖縄など、県内外の様々な団体との連携を強化する。	牛窪理事	地域連携推進課
			17-3 地域コミュニティに開かれた共創の場などを創出する。	牛窪理事	地域連携推進課

ビジョン			アクションプラン	担当理事	担当課
Part IV 国際連 携— Global Engage ment—	琉球大学は、沖縄の特色ある地理的条件と歴史的経験から得た智慧を活かした、多様な国際的協働関係を通じて、アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となることを目指します。	Vision18 アジアを中心とした国際連携の強化	18-1 国際交流協定校をはじめとした海外の教育研究機関との国際的ネットワークを強化する。	牛窪理事	国際連携推進課
			18-2 近隣の国や地域の協定校との積極的な情報交換および人的交流を推進する。	牛窪理事	国際連携推進課
			18-3 SDGs達成のための国際的な活動を展開する。	牛窪理事	国際連携推進課
			18-4 留学生や海外研究者らと協働してお互いが直面する共通の課題解決に貢献する。	牛窪理事	国際連携推進課
			18-5 本学構成員の国際的課題に対する意識と能力の向上を図る。	牛窪理事	国際連携推進課
		Vision19 外国人留学生の育成と支援	19-1 アジア・太平洋島嶼地域からの留学生を積極的に受け入れる。	井上理事	国際教育課
			19-2 経済的に困難な状況に陥っている外国人留学生への支援を積極的に行う。	井上理事	国際教育課
			19-3 海外とのICTを活用した遠隔教育システムによる学びの機会の提供を検討する。	井上理事	国際教育課★ 情報企画課
		Vision20 多様性にあふれる平和なキャンパスの創造	20-1 多様な文化的背景をもつ人々が交歓し、協働できる活力あふれるキャンパス環境を創る。	牛窪理事★ 井上理事	国際連携推進課★ 国際教育課

ビジョン			アクションプラン	担当理事	担当課
Part V 医療— Health Care—	沖縄県には、亜熱帯域に位置する島嶼であるがゆえに特有の医療課題があります。琉球大学は、こうした地域特性を踏まえて先端的医療を推進します。	Vision21 沖縄県内の人々の健康増進	21-1 健全かつ安定的な病院経営を基盤に、県民の健康維持および増進に寄与する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			21-2 沖縄で唯一の特定機能病院として、高度医療技術を開発し、高度医療を実践していく。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			21-3 離島などの過疎地域における医療の充実に努める。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			21-4 研究機能の強化により沖縄県の疾患特性の解明を進める。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
		Vision22 新たな感染症や亜熱帯域固有の疾病への取組	22-1 新型コロナウイルスや人獣共通の感染症の研究および診療を展開する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			22-2 沖縄および東南アジア固有の疾病などの病態解明と治療法の開発に努める。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
		Vision23 地域医療への使命感をもった医療従事者の育成	23-1 地域固有の健康・保健医療上の課題を見出し、対処できる人材を育成する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			23-2 アジア・太平洋地域の人々の健康増進に貢献できる人材を育成する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			23-3 地域医療に携わる医療従事者を支援する体制を強化する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
		Vision24 競争力のある医療産業の振興	24-1 幹細胞を用いた再生医療・細胞療法の開発に取り組むとともに、産業化に寄与する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			24-2 医工連携により新しい医療機器の開発に取り組む。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
			24-3 ベンチャー企業との連携などによる創薬への取組を推進する。	大屋理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)
		Vision25 国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の創成	25-1 国および地域との緊密な連携のもとに、令和6年度予定の医学部および病院の西普天間住宅地区跡地への移転事業を円滑に進める。	大屋理事★ 大城理事	上原地区キャンパス移転推進室
			25-2 地域の健康医療拠点として医療および研究機能を拡充する。	大屋理事★ 大城理事	上原キャンパス事務部(窓口:企画課)

ビジョン		アクションプラン		担当理事	担当課
Part VI 大学運営— University Management—	本学のビジョンを実現していくためには適切な大学の運営が求められます。琉球大学は、構成員が協力し合いながら、学生にとっては学びがいきいきとあり、教職員にとっては働きがいがあり、地域にとっては頼りがいのある大学を目指します。	Vision26 学長を中心とした機動的な経営体制による安定的で透明性の高い大学運営	26-1 学長によるガバナンスと部局の主体性を活かした大学運営を行う。	学長★ 木暮理事 大城理事	総務課★ 学長企画室 経営戦略課
			26-2 学内外の多様な関係者の意見の把握に努め、大学運営に活かす。	学長★ 木暮理事 大城理事	総務課★ 学長企画室 経営戦略課
			26-3 外部組織等による評価に適切に対応するとともに、評価結果を大学運営に活用する。	木暮理事	経営戦略課
			26-4 IR (Institutional Research) 機能を強化し、エビデンスに基づく大学運営を行う。	木暮理事	経営戦略課
			26-5 デジタル技術・情報技術を活用し、効率的かつ合理的な業務運営体制を構築する。	大城理事	情報企画課★ 総務課
		Vision27 健全かつ安定的な財務基盤の確立	27-1 海外、国、県および企業・団体等からの外部資金や寄附金等の増に努める。	大城理事★ 木暮理事	基金室★ 研究推進課 財務企画課
			27-2 本学の特性を活かした取組を強化するため、戦略的な資源配分を行う。	大城理事	財務企画課★ 施設企画課
			27-3 保有資産の積極的な活用による収入増に取り組む。	大城理事	財務企画課
		Vision28 教職員の資質・能力および大学運営意識の向上	28-1 公募に基づいた人事選考を通じて優れた教員を確保し、本学の機能を強化する。	木暮理事	人事企画課
			28-2 FD (Faculty Development)、SD (Staff Development) を充実させる。	大城理事★ 井上理事	職員課★ 教育支援課
			28-3 大学運営に関わる諸情報の学内への配信機能を強化する。	大城理事	総務課
			28-4 大学運営に携わる機会を積極的に提供し、経営人材の育成を図る。	大城理事★ 木暮理事	総務課★ 人事企画課
			28-5 教員の力量の高度化のため、教員業績評価を有効に活用する。	木暮理事	人事企画課
		Vision29 教職員の協働の推進	29-1 部局あるいは職階の異なる教職員が円滑にコミュニケーションを行い、相互に連携できる環境を創る。	大城理事	総務課
			29-2 教員と事務系職員等との間の合理的な役割分担を明確化し、それに基づき運営体制の改善を進める。	大城理事	総務課
			29-3 教育研究活動等の活性化に向け、教員、技術職員およびURA等による緊密かつ効果的な連携を推進する。	木暮理事★ 井上理事	研究推進課★ 教育支援課

ビジョン		アクションプラン	担当理事	担当課
	Vision30 差別やハラスメントのない職場の実現	30-1 ジェンダーおよび年齢のバランス、国籍、言語、文化およびセクシャリティなどにも配慮しつつ多様な教職員構成を目指す。	井上理事★ 大城理事 木暮理事	職員課★ 人事企画課
		30-2 職場におけるコミュニケーションの円滑化を図るとともに、学内相談支援システムを充実させる。	富原理事★ 井上理事	職員課
	Vision31 コンプライアンスの遵守と危機管理体制の強化	31-1 計画的なSD等を通じて、教職員のコンプライアンス意識および危機管理意識の向上に努める。	木暮理事★ 大城理事	総務課★ 研究推進課
		31-2 内部統制チェックリスト等を用いた自己点検や内部監査を徹底する。	学長★ 大城理事	監査室★ 総務課
		31-3 研修などの情報セキュリティ強化のための取組を展開する。	井上理事	情報企画課
	Vision32 新たな働き方による職場環境の改善	32-1 裁量労働制等の多様な就業形態について検討する。	木暮理事★ 大城理事 牛窪理事 富原理事	職員課
		32-2 リモートワーク等の充実によりワークライフバランスの向上を図る。	大城理事★ 富原理事	職員課
		32-3 クロスアポイント制度拡充等による柔軟な働き方の推進に努める。	木暮理事★ 富原理事	職員課★ 人事企画課
	Vision33 キャンパスのデジタル化の推進	33-1 文書のデジタル化などによる事務の効率化と利便性の向上を図る。	大城理事★ 井上理事	情報企画課★ 総務課
		33-2 ウェブページやSNSによる積極的な発信など多様な手段を用いた情報発信を強化する。	牛窪理事	総務課(広報)
	Vision34 豊かな自然との共生	34-1 キャンパスの自然環境の魅力を維持し、活用するための諸活動を行う。	大城理事	施設企画課
		34-2 やんばる、瀬底島および西表島にある附属施設を含め、キャンパス周辺域に広がる生態系、景観の保全に貢献する。	木暮理事	研究推進課

第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱と中期計画

※黄色セルは中期目標大綱から選択した目標及び中期計画を示す。

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
社会との共創 【3項目】	①	人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	(1-1) ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むとともに、多機関連携による航空産業などが求める人材の育成や、公共政策の面から地域課題解決を担う「地域公共政策士」を養成することで、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。 (1-2) 琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。
	②	世界トップクラスに比肩する研究大学を目指して、戦略的に国際的なプレゼンスを高める分野を定め、国内外の優秀な研究者や学生を獲得できる教育研究環境（特別な研究費、給与等）を整備する。併せて、データ基盤を含む最先端の教育研究設備や、産学官を越えた国際的なネットワーク・ハブ機能等の知的資産が集積する世界最高水準の拠点を構築する。②	
	③	我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信することで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③	

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
教育 【10項目】	④	国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④	
	⑤	学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。⑤	
	⑥	特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程) ⑥	(2-1) 「学士課程教育の質保証」を目的として導入したカリキュラム及び実施体制の総称であるURGCC(琉大グローバルシティズン・カリキュラム)の取組を基盤とし、企業人など多様な人々との協働による学びの環境と留学やPBLなど積極的・能動的な授業や学修機会の充実を図る。
			(2-2) 複眼的な思考力や統合的な理解力を身に付けることを目的とした副専攻の再編成を適宜行うとともに、社会変化による新たなニーズへの対応と持続可能な社会の発展に寄与する人材の育成に向け、学際的又は文理融合型や課題探求型をテーマとした教育カリキュラムの提供を行う。
	⑦	研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。(修士課程) ⑦	

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
	⑧	深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。(博士課程) ⑧	
	⑨	特定の職業分野を牽引することができる高度専門職業人や専門職を担う実践的かつ応用的な能力を持った人材など、社会から求められる人材を養成する。(専門職学位課程、学士(専門職)課程) ⑨	
	⑩	医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩	(3-1) カリキュラムの充実や教育評価に係るフィードバックを通して教育内容の改善を行うことで、沖縄県の健康・保健・医療分野の発展に貢献できる医療系人材の育成を進める。 (3-2) 「令和の日本型学校教育」の構築に向け、9年間を見通した新時代の義務教育に対応する教員養成課程の高度化を行うため、小・中学校の両教員免許状が取得できる履修モデルを構築するとともに、沖縄県の地域性や県特有の教育課題を踏まえて幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するため、幼稚園・小学校の両免許状を取得できる履修モデルを構築する。

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
	⑪	データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑪	
	⑫	学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫	(4-1) アジアや島嶼地域ならではの特性や課題を認識しグローバルな視点で課題解決ができる人材を育成するため、対面による交流に加えICTを活用した多様な学修の機会を提供することによって、異文化交流機会を拡充する。
			(4-2) 海外沖縄県人会等ネットワークとの連携に基づき、日本語や琉球芸能などのニーズの高い教育コンテンツの制作や配信等の取組により、本学学生と県人会等との双方向の交流を促進する。また、日本人学生の海外派遣や留学生の受入拡大に向けて、海外在住の卒業生（留学生含む）を活用した国際交流を推進する。
	⑬	様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬	

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
研究【4項目】	⑭	真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭	(5) 亜熱帯域に位置する島嶼であり、固有かつ多様な自然、歴史、文化を持つ沖縄の地域特性に根ざした特徴的な学術的課題を解決する研究を学長のリーダーシップのもとで支援し推進するとともに、多様な基礎研究を展開する。
	⑮	地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮	(6) 亜熱帯地域の島嶼である沖縄県が直面する独特な歴史・文化の継承、防災や産業的自立などの社会課題に対して、組織的な産学官金連携を軸にそれらの課題の解決に向けた研究を展開するとともに、その社会実装を推進する。
	⑯	産業界等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が、産学官の枠を越えた国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。⑯	
	⑰	若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑰	

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
その他社会との 共創、教育、研 究に関する重 要事項 【3項目】	⑱	国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑱	
	⑲	学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。（附属学校）⑲	
	⑳	世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。（附属病院）㉔	(7-1) 医療従事者への教育・研修を通して、医療安全を含めた医療の質の向上を推進できる人材、高度医療を実践できる人材、地域医療の水準の向上に貢献できる人材を継続的に育成する。 (7-2) 臨床研究管理部門の活動を充実させ、質の高い臨床研究の実施を支援することで、それらを推進する医師や医療人材及びそれをサポートする人材を継続的に育成する。

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
	【独自】	地域の人々が、島嶼という隔てられた空間において限られた資源を大切に活用し、持続的に生存するために相互に支え合いつつ培ってきた智慧、いわゆる“Island wisdom”を基盤とした教育研究活動を推進するとともに、学内外のステークホルダーとの連携・協働による取組を強化することにより、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。【独自】	(8) 沖縄そして世界が直面する経済格差の拡大や気候変動などの課題解決に繋げるため、SDGsの観点を取り入れた教育研究活動等を推進するとともに、学内外の多様なステークホルダーとの連携・協働を通して得られた知見と成果を積極的に発信する。
業務運営の改善及び効率化に関する事項 【2項目】	②①	内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②①	(9) 学外理事を含めた役員会での議論や、学外委員を含めた経営協議会での議論等を踏まえつつ、学長のリーダーシップのもとで、学内外の専門的知見も活用しながら、本学の基本理念等に基づいて戦略的な大学運営を行う。
	②②	大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②②	(10-1) 既存施設の改修及び新たな施設の整備により、教育・研究・社会貢献活動等における学内外ステークホルダーの共創の場としての全学的共用施設(スペースを含む)を拡充する。 (10-2) 本学が中心となり地域の教育研究の推進を図るため、学内外に開かれた共用研究設備体制(コアファシリティ)をデータに基づき戦略的に整備する。

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
財務内容の改善に関する事項 【1項目】	②③	公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③	(11-1) URAやファンドレイザーの育成により、専門人材を活用した組織対組織による産学官金の連携強化を図るとともに、琉球大学後援財団や琉球大学同窓会など関係機関と連携し、外部資金の受入拡大と多様化を目指す。また、国、県、諸財団あるいは企業からの外部資金の受入れを拡充するとともに、クラウドファンディングなどの多様な資金の受入れを進める。
			(11-2) 「琉球大学の中期将来ビジョン」の実現に資する優れた教育研究活動等に対し、学長のリーダーシップに基づき戦略的かつ重点的な資源配分を行う。
教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 【1項目】	②④	外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話等を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②④	(12-1) 客観性と外部性を保った自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を分かりやすく公表するとともに、それをエビデンスベースで取り入れた戦略による法人経営を具現化していく。
			(12-2) 「広報を共創する」を広報戦略の基本として、学内外のステークホルダーとの繋がりを強化するとともに、動画等コンテンツを用いるなどにより、本学の強み・魅力・特色などの情報を分かりやすく発信する。

大綱項目	中期目標 大綱番号	中期目標 (素案)	中期計画 (素案)
その他業務運営に関する重要事項 【1項目】	②⑤	AI・RPA(Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤	(13) 情報化推進体制を整備するとともに、新たに策定する情報化推進計画に沿って、新規システムの導入等による事務の効率化や情報基盤の整備、情報セキュリティ教育等を進めることにより、デジタル・キャンパスを推進する。

評価指標に関する調書

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
①	(1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	(1-1) ICTを活用した離島教育環境改善事業に取り組むとともに、多機関連携による航空産業などが求める人材の育成や、公共政策の面から地域課題解決を担う「地域公共政策士」を養成することで、島嶼地域に固有な課題の解決に貢献する。	①教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信 【教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	①離島固有の教育環境として、大学生や高校生の不在によるロールモデルの欠落やキャリア教育のためのコンテンツ不足、教員研修の機会の少なさや高大連携の困難性があげられる。こうした課題に対し本学のシーズを教育コンテンツ(通常講義、特別講義、本学が実施するプロジェクト事業等)として配信することは、離島固有の教育環境の整備・改善に寄与することから、その状況を点検・評価するための指標として、「教育委員会や学校と連携したICTによる教育コンテンツの配信」を設定した。 なお、教育委員会や学校からの教育コンテンツに対する満足度により、教育コンテンツ配信による地域の課題解決への貢献に関する成果が確認できることから、評価指標を達成する水準として、「教育委員会や学校の教育コンテンツに対する満足度を5段階評価の4以上とする。」を設定した。	
			②多機関連携による航空人材育成プログラムの開発 【航空産業など関連機関等のプログラムに対する満足度を5段階評価の4以上とする。】	②島嶼圏固有の地域課題として、航空人材不足が挙げられる。生活の維持・向上や観光産業の活性化のためには、離島航路の安定的な運航に貢献する航空人材の養成が求められることから、その状況を点検・評価するための指標として「多機関連携による航空人材育成プログラムの開発」を設定した。 なお、航空産業など関連機関等からのプログラムに対する満足度により、求められる航空人材が育成できているかを確認することができることから、評価指標を達成する水準として、「航空産業など関連機関等のプログラムに対する満足度を5段階評価の4以上とする。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③「地域公共政策士」が参画する地域課題解決プロジェクトの推進 【地域公共政策士等で構成する「沖縄地域公共政策研究会」における地域課題解決プロジェクトを累計20件以上とする。】	③「地域公共政策士」資格養成プログラムでは、養成した人材(資格取得者)が実際に地域において課題解決に取り組むことが成果(アウトカム)となる。そのため、「琉球大学イノベーション・イニシアティブ」の地域共創人材バンクに登録している「沖縄地域公共政策研究会」における取組状況を点検・評価する指標として「「地域公共政策士」が参画する地域課題解決プロジェクトの推進」を設定した。 なお、同研究会では、令和3年度においては6件のプロジェクト研究に取り組んでいるが、継続プロジェクトも含め、第4期中期目標期間における評価指標を達成する水準として、「地域公共政策士等で構成する「沖縄地域公共政策研究会」における地域課題解決プロジェクトを累計20件以上とする。」を設定した。	
		(1-2) 琉球大学イノベーション・イニシアティブなどのネットワークを活用し、異分野横断的な産学官の連携協力体制のもと、自由な議論に基づくオープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。	①琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数 【プロジェクトの設置総数を10件以上とする。】	①本学は、地域課題に取り組むプロジェクト活動を推進しており、このような活動を積極的に行うプロジェクトや研究活動について、琉球大学イノベーション・イニシアティブにおいて審査の上で、登録するシステムを構築した。今後も地域の課題解決に積極的に取り組む地域貢献大学として、プロジェクトを拡充していく必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「琉球大学イノベーション・イニシアティブに登録され、活動したプロジェクト数」を設定した。 また、第4期中期目標期間中においては、さらなるプロジェクト展開を推進し、イノベーション創出に向けた取り組みを充実させることから、令和2年度までに登録されたプロジェクト活動4件を含め、評価指標を達成する水準として、「プロジェクトの設置総数を10件以上とする。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			②登録され、活動したプロジェクトの成果に対する評価結果 【3件以上のプロジェクトでA評価以上を達成する。】	②中期計画の「オープンイノベーションを推進することにより、持続可能な地域社会の構築に寄与する。」を達成するためには、イノベーション・イニシアティブに登録されたプロジェクトが一定の成果を上げることが必要であり、それがどのような評価を得るかということにより、貢献度が判断できるため、その状況を点検・評価するための指標として、「登録され、活動したプロジェクトの成果に対する評価結果」を設定した。 なお、当該プロジェクトについて審査を行い、当該プロジェクトの目標達成度、課題を抱える地域（企業や地方公共団体等）の課題解決状況等を総合的に評価を行い、良好であるA評価（SABCDの5段階評価）以上を目指していることから、評価指標を達成する水準として、「3件以上のプロジェクトでA評価以上を達成する。」を設定した。	
⑥	（2）特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで	(2-1) 「学士課程教育の質保証」を目的として導入したカリキュラム及び実施体制の総称であるURGCC（琉大グローバルシ	①積極的・能動的に多様な人々との協働学修を経験した学生数 【第3期中期目標期間（平成28年度～令和2年度）の年平均（967人）から20%増加させる。】	①学外機関・地域との連携や内容にPBLを含む正課学修に加え、留学経験、インターンシップ、学生が主体的に取り組む正課外活動（ボランティア、プロジェクト等）への参加機会を増やすことによる課題探求心や幅広い視野の養成状況について点検・評価するための指標として、「積極的・能動的に多様な人々との協働学修を経験した学生数」を設定した。 また、この機会を経験した学生数が、第3期中期目標期間（平成28年度～令和2年度）においては平均967人であることから、正課及び正課外学修機会を増やす取組を推進することにより、評価指標を達成する水準として、「第3期中期目標期間（平成28年度～令和2年度）の年平均（967人）から20%増加させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
	他分野の知見にも触れることで、 幅広い教養も身に付けた人材を養 成する。(学士課程)⑥	アイズン・カリキュラム)の取組を基盤と し、企業人など多様な人々との協働による 学びの環境と留学やPBLなど積極的・能動 的な授業や学修機会の充実を図る。	②幅広い教養を身に付けた21世紀型市民の育成 【学生調査及び就職先企業等への調査により把 握できる教育充実度を向上させる。】	②各学習教育目標の伸長に資する正課・正課外の学 修機会を増やす取組を実施することにより、URGCC (琉大グローバルシティズン・カリキュラム)が掲げる 21世紀型市民(中教審答申「我が国の高等教育の将 来像」を参考)の育成に繋がることから、その育成状 況を点検・評価する指標として、「幅広い教養を身に 付けた21世紀型市民の育成」を設定した。 また、21世紀型市民の育成状況について、学生調査 により協働学修の機会及び授業・指導の充実度を数 値化し、また、就職先企業への調査から卒業生の活 躍を7つの学習教育目標から数値化することにより、 多面的に評価することで育成状況を測定し、教育充 実度を漸次向上させるための水準として、「学生調査 及び就職先企業等への調査により把握できる教育充 実度を向上させる。」を設定した。	
		(2-2) 複眼的な思考力や統合的な理解力 を身に付けることを目的とした副専攻の再 編成を適宜行うとともに、社会変化による 新たなニーズへの対応と持続可能な社会の 発展に寄与する人材の育成に向け、学際的 又は文理融合型や課題探求型をテーマとし た教育カリキュラムの提供を行う。	①副専攻修了者からの評価 【学生調査により把握できる副専攻修了者からの 評価を向上させる。】	①必要に応じカリキュラムの見直しや新たなニーズに 応えるため、新設改廃等も含む副専攻の再編成をグ ローバル教育支援機構のマネジメントのもとで着実に 実現させることにより、複眼的な思考力、統合的な理 解力を学生が認識できているかどうかを学生調査の 学際的な学習の機会の程度、授業の充実度や満足 度で判断するための指標として、「副専攻修了者から の評価」を設定した。 また、副専攻の実質化を推進することにより、副専攻 を履修した学生の満足度を向上させることができるこ とから、評価指標を達成する水準として、「学生調査 により把握できる副専攻修了者からの評価を向上さ せる。」を設定した。	
			②SDGsや数理・データサイエンスに関連する目 標設定が明確にされた科目数 【第4期中期目標期間を通じて該当科目数を増加 させる。】	②学際的テーマ又は文理融合型の授業科目の代表 として、現在進行中の社会変化に寄与するSDGsの各 目標の観点や数理・データサイエンス教育に求めら れる観点等を踏まえた内容の授業科目の編成状況を 点検・評価するための指標として、「SDGsや数理・ データサイエンスに関連する目標設定が明確にされ た科目数」を設定した。 また、第4期中期目標期間を通じて関連科目を漸次 増加させることにより、評価指標を達成する水準とし て、「第4期中期目標期間を通じて該当科目数を増加 させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
⑩	(3) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩	(3-1) カリキュラムの充実や教育評価に係るフィードバックを通して教育内容の改善を行うことで、沖縄県の健康・保健・医療分野の発展に貢献できる医療系人材の育成を進める。	①アクティブラーニングを取り入れた授業科目提供数 【アクティブラーニングを取り入れた授業科目を医学部においては毎年2コマずつ、保健学科においては第4期中期目標期間中に3科目増加させる。】	①医療系人材としての資質・能力を高めるため、また、分野別認証評価などでも推奨されているアクティブラーニングを積極的に導入・実施することによる教育内容の充実を図る必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「アクティブラーニングを取り入れた授業科目提供数」を設定した。 また、医学部においては、現在アクティブラーニングとして、既に、1年次シミュレーション演習:24コマ、4年次TBLチュートリアル:30コマ、4年次社会医学演習(公衆衛生):19コマ、4年次病理総合学習:33コマが行われており、さらに充実させるため、評価指標を達成する水準として、「アクティブラーニングを取り入れた授業科目を医学部においては毎年2コマずつ、保健学科においては第4期中期目標期間中に3科目増加させる。」を設定した。	
			②地域の課題に関連した授業科目数(保健学科) 【第4期中期目標期間中に3科目増加させる。】	②地域の課題に関連した授業科目を増やすことで、地域包括ケアへの理解を深め、必要な知識・技術の修得を促進することに繋がることから、その状況を点検・評価するための指標として「地域の課題に関連した授業科目数(保健学科)」を設定した。 また、地域の課題に関連した授業科目数の第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)における年平均科目数が2であることから、評価指標を達成する水準として、「第4期中期目標期間中に3科目増加させる。」を設定した。	
			③臨床実習後OSCE(客観的臨床能力試験)における概略評価(医学科) 【概略評価の評点を第4期中期目標期間中に4.5とする。】	③臨床実習後OSCEの評価項目の一つである概略評価は、卒業前の実技と態度評価を総括的に評価するものであり、卒業時点での臨床能力の高さを示すという教育成果の到達指標であることから、その状況を点検・評価するための指標として、「臨床実習後OSCE(客観的臨床能力試験)における概略評価(医学科)」を設定した。 また、評点4(合格)は卒後臨床研修の開始時点で期待されるレベル、評点5(良い)は卒後臨床研修の中間時点で期待されるレベルであり、臨床実習の充実を図ることにより、評価指標を達成する水準として、「概略評価の評点を第4期中期目標期間中に4.5とする。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			④卒業後1年目に、沖縄県内で、急性期医療、高度医療及び地域包括ケアを実施している病院に勤務する医師、看護師(保健師・助産師を含む)及び臨床検査技師の割合 【医学科卒業生のうち、県内病院に勤務する医師の割合を60%以上に維持する。また、保健学科卒業生のうち県内病院に勤務する看護師の割合を60%以上、臨床検査技師の割合を30%以上とする。】	④卒業生の沖縄県内医療機関での勤務率を把握することにより、本学が育成した医療系人材が、地域医療に貢献できているかどうかを判断することが可能であることから、その状況を点検・評価するための指標として、「卒業後1年目に、沖縄県内で、急性期医療、高度医療及び地域包括ケアを実施している病院に勤務する医師、看護師(保健師・助産師を含む)及び臨床検査技師の割合」を設定した。 また、医学科においては、令和2年度卒業生の県内病院への研修が約60%であり、保健学科の卒業生のうち、高度医療、地域包括ケアを実施する病院に勤務するのは看護師約50%、臨床検査技師約20%である。学生指導等を通じて、それぞれの数値を上げることを目指すため、指標を達成する水準として、「医学科卒業生のうち、県内病院に勤務する医師の割合を60%以上に維持する。また、保健学科卒業生のうち県内病院に勤務する看護師の割合を60%以上、臨床検査技師の割合を30%以上とする。」を設定した。	
		(3-2)「令和の日本型学校教育」の構築に向け、9年間を見通した新時代の義務教育に対応する教員養成課程の高度化を行うため、小・中学校の両教員免許状が取得できる履修モデルを構築するとともに、沖縄県の地域性や県特有の教育課題を踏まえて幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するため、幼稚園・小学校の両免許状を取得できる履修モデルを構築する。	①教科教育における小・中学校の9年間を見通した学びを意識した授業科目の提供 【学生への提供科目について、小・中学校の9年間を見通した学びを意識した科目となるよう整備する。】 ②小・中学校又は幼稚園・小学校の二枚免許を取得するための履修モデルの構築 【教科ごとに二枚免許を取得するための履修モデルを構築する。】	本計画の根拠とした令和3年1月26日中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指す』に掲げられた「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」及び「幼児教育の質の向上について」に対する教員養成学部としての貢献を行うものである。 ①小・中学校それぞれに教職科目として設定されている各教科の指導法の一部を合併するなど、小・中学校を見通した学びを意識した授業内容・計画が示されているかについて点検・評価するための指標として、「教科教育における小・中学校の9年間を見通した学びを意識した授業科目の提供」を設定した。 また、小・中学校を意識した学びのためには、授業科目の整理が必要であることから、評価指標を達成する水準として、「学生への提供科目について、小・中学校の9年間を見通した学びを意識した科目となるよう整備する。」を設定した。 ②評価指標の前提は①と同じである。②では、学生の所属専修や希望に合わせて(例えば幼児・小免取得希望者用、小免・中免国語取得希望者用など)具体的な履修モデルを提示し、③の数値を高める手段とすることから、その状況を点検・評価するための指標として、「小・中学校又は幼稚園・小学校の二枚免許を取得するための履修モデルの構築」を設定した。 また、各教科ごとの免許取得に対応するために、評価指標を達成する水準として、「教科ごとに二枚免許を取得するための履修モデルを構築する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③卒業生あたりの教員免許状取得枚数 【一人あたり平均2.2枚以上の教員免許状を取得する。】	③評価指標の前提は①と同じである。答申に客観的な数値をもって応えているかどうかについて点検・評価するための指標として、「卒業生あたりの教員免許状取得枚数」を設定した。 また、直近3年間(平成29年度～令和元年度)の一人あたりの教員免許状取得枚数の平均は2.05枚であることから、履修モデルの構築や履修指導などを通して、一人あたりの平均取得枚数を増やすことが可能となるため、評価指標を達成する水準として、「一人あたり平均2.2枚以上の教員免許状を取得する。」を設定した。	
⑫	(4) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫	(4-1) アジアや島嶼地域ならではの特性や課題を認識しグローバルな視点で課題解決ができる人材を育成するため、対面による交流に加えICTを活用した多様な学修の機会を提供することによって、異文化交流機会を拡充する。	①対面又はICTを活用した異文化理解等に資する正課内外の教育プログラムの件数 【教育プログラムの件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(23.6件)から20%増加させる。】	①「対面又はICTを活用した多様な学修機会の提供」の実施状況を点検・評価するための指標として、「対面又はICTを活用した異文化理解等に資する正課内外の教育プログラムの件数」を設定した。 また、取組の強化等を踏まえて、評価指標を達成する水準として、「教育プログラムの件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(23.6件)から20%増加させる。」を設定した。	
			②アジアや島嶼地域との交流件数 【学生交流件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(12.4件)から20%増加させる。】	②沖縄と類似性のあるアジアや島嶼地域との異文化交流機会を拡充することにより、グローバルな視点による課題解決の力を育成するため、その状況を点検・評価するための指標として、「アジアや島嶼地域との交流件数」を設定した。 また、第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均が12.4件であり、さらに交流を推進することを踏まえて、評価指標を達成する水準として、「学生交流件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(12.4件)から20%増加させる。」を設定した。	
			③国際交流プログラム等の効果をBEVI (Beliefs, Events, and Values Inventory) により検証し、一定の国際指向性の水準に達した参加者の割合 【BEVI受検者のうち50%以上の学生が、国際指向性の値で60以上を獲得する。】	③「グローバルな視点で課題解決ができる人材の育成」について、国際交流プログラムに参加した学生の国際指向性の値で確認することができるため、その状況を点検・評価するための評価指標として、「国際交流プログラム等の効果をBEVI (Beliefs, Events, and Values Inventory) により検証し、一定の国際指向性の水準に達した参加者の割合」を設定した。 また、BEVIで示される国際指向性の標準値が50パーセンタイルであり、各プログラムの取組を強化することを踏まえて、評価指標を達成する水準として、「BEVI受検者のうち50%以上の学生が、国際指向性の値で60以上を獲得する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
		(4-2) 海外沖縄県人会等ネットワークとの連携に基づき、日本語や琉球芸能などのニーズの高い教育コンテンツの制作や配信等の取組により、本学学生と県人会等との双方向の交流を促進する。また、日本人学生の海外派遣や留学生の受入拡大に向けて、海外在住の卒業生（留学生含む）を活用した国際交流を推進する。	教育コンテンツ(日本語、三線、空手、舞踊など)の配信や海外在住の本学卒業生等を活用した国際交流件数 【第4期中期目標期間において年平均10件以上の国際交流を実施する。】	①海外沖縄県人会等ネットワークとの連携に基づいた教育コンテンツの制作・配信及び海外に在住している本学卒業生等を活用した国際交流の推進の状況を点検・評価するための指標として、「教育コンテンツ(日本語、三線、空手、舞踊など)の配信や海外在住の本学卒業生等を活用した国際交流件数」を設定した。 また、本計画は新たな取組であることから、これまで本学が取り組んできた実績等を踏まえて、評価指標を達成する水準として、「第4期中期目標期間において年平均10件以上の国際交流を実施する。」を設定した。	
⑭	(5) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭	(5) 亜熱帯域に位置する島嶼であり、固有かつ多様な自然、歴史、文化を持つ沖縄の地域特性に根ざした特徴的な学術的課題を解決する研究を学長のリーダーシップのもとで支援し推進するとともに、多様な基礎研究を展開する。	①特色ある研究への学内資源による研究支援の質的量的な拡充 【URA等の専門的知見を活かした個別支援やアドバイザー制度及び学内競争的資金の取組を強化する。】	①限られた学内資源によって将来性のある研究を育てていくことにより、それらが外部資金の獲得に繋がりを、特色研究分野の発展へと続くことから、学内競争的資金などの予算的な支援とURA等による人的な支援を含めた研究支援の状況を点検・評価するための指標として、「特色ある研究への学内資源による研究支援の質的量的な拡充」を設定した。 また、URA等の専門的知見を活かした個別支援やアドバイザー制度(科研費獲得支援)の取組を強化することで、知の拠点としての研究活動基盤の強化に繋がることから、評価指標を達成する水準として、「URA等の専門的知見を活かした個別支援やアドバイザー制度及び学内競争的資金の取組を強化する。」を設定した。	
			②熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域特性に根差した特色ある分野の論文数(Web of Science) 【特色分野の論文数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均(170)より増加させる。】	②地域特性に根差した特色分野の研究論文の発表は、地域の学術的課題解決に大きく資するものであり、特色分野の論文により、本学の特色と強みを示すことができることから、その状況を点検・評価するための指標として、「熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域特性に根差した特色ある分野の論文数(Web of Science)」を設定した。 また、沖縄の地域特性に根ざした特徴的な学術的課題を解決する研究の推進により、特色ある分野の論文数は、第3期中期目標期間における年平均論文数(170)よりも増加が十分に見込まれるものであることから、評価指標を達成する水準として、「特色分野の論文数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均(170)より増加させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③研究分野の数(Web of Science) 【研究分野数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均(145分野)以上とする。】	③多様化・複雑化する課題に対応するため、「研究分野数を維持」することは、課題解決の可能性を広げるものであることから、その状況を点検・評価するための指標として、「研究分野の数(Web of Science)」を設定した。 また、Web of Science研究分野は最大250分野あり、第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の平均値が145と全体の約6割程度を占めていることから、評価指標を達成する水準として、「研究分野数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均(145分野)以上とする。」を設定した。	
⑮	(6) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。 ⑮	(6) 亜熱帯地域の島嶼である沖縄県が直面する独特な歴史・文化の継承、防災や産業的自立などの社会課題に対して、組織的な産学官金連携を軸にそれらの課題の解決に向けた研究を展開するとともに、その社会実装を推進する。	①民間企業等との組織的な連携強化 【民間企業等との連携協定締結数及び連携協定に基づく研究資金の受入件数を、第3期中期目標期間よりも増加させる。】	①学長のリーダーシップのもと、県内外民間企業等と連携協定を締結することにより、「組織」対「組織」の産学官連携を推進し、共同研究・受託研究等の受入れに繋がり、ひいては本学が立地する沖縄の社会課題の解決へ繋がること期待されることから、その状況を点検・評価する指標として、「民間企業等との組織的な連携強化」を設定した。 また、民間企業等との「組織」対「組織」の連携協定等の締結により、地域課題の解決に向けた研究が推進できることから、評価指標を達成する水準として、「民間企業等との連携協定締結数及び連携協定に基づく研究資金の受入件数を、第3期中期目標期間よりも増加させる。」を設定した。	
			②民間企業等との共同研究受入件数 【共同研究受入件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(129件)よりも増加させる。】	②県内外民間企業等との共同研究等を通じて産学官連携を推進することにより、沖縄が直面する社会課題の解決に資することから、その状況を点検・評価するための指標として、「民間企業等との共同研究受入件数」を設定した。 また、沖縄が直面する社会課題の解決には、民間企業等との共同研究の増加は不可欠なものであり、連携を拡充することにより、第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の平均件数129件よりも増加が可能であることから、評価指標を達成する水準として、「共同研究受入件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(129件)よりも増加させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③民間企業等との受託研究受入件数 【受託研究受入件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(180件)よりも増加させる。】	③県内外民間企業等との受託研究等を通じて産学官連携を推進することにより、沖縄が直面する社会課題の解決に資することから、その状況を点検・評価するための指標として、「民間企業等との受託研究受入件数」を設定した。 また、沖縄が直面する社会課題の解決には、民間企業等との受託研究の増加は不可欠なものであり、取り組みを強化することにより、「第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の平均件数180件よりも増加が可能であることから、評価指標を達成する水準として、「受託研究受入件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(180件)よりも増加させる。」を設定した。	
②⑩	(7) 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。(附属病院) ②⑩	(7-1) 医療従事者への教育・研修を通して、医療安全を含めた医療の質の向上を推進できる人材、高度医療を実践できる人材、地域医療の水準の向上に貢献できる人材を継続的に育成する。	①おきなわクリニカルシミュレーションセンター(医療シミュレーション教育施設)における医療安全を含む医療の質向上にかかる能動的研修プログラム数(改訂数含む) 【第4期中期目標期間に5件のプログラムを新たに実施する。】 ②琉球大学病院で育成した特定行為看護師修了者数 【年平均15名以上の特定行為看護師修了者を育成する。】	①医療安全を含む医療の質向上にかかる能動的な研修については、本学の特色であるおきなわクリニカルシミュレーションセンターにおいて積極的に実施しており、その実施状況を点検・評価するための指標として、「おきなわクリニカルシミュレーションセンター(医療シミュレーション教育施設)における医療安全を含む医療の質向上にかかる能動的研修プログラム数(改訂数含む)」を設定した。 また、クリニカルシミュレーションセンターでは、令和2年度安全管理対策室(琉大SimCLS、院内RRS研修、チームSTEPPS等)、看護部(災害トリアージ研修、看護実践力研究会等)、その他(院内ICLS研修、院内BLS研修等)などにおける59件のプログラムにより192回の研修を実施し、第4期中期目標期間においても継続することで、医療の質向上を推進する医療人材の育成に繋がるため、評価指標を達成する水準として、「第4期中期目標期間に5件のプログラムを新たに実施する。」を設定した。 ②質の高い医療を実施できる特定行為看護師を育成することにより、医療の高度化及び質の向上に繋がれることから、その育成状況を点検・評価するための指標として、「琉球大学病院で育成した特定行為看護師修了者数」を設定した。 また、第4期中期目標期間においても、継続して特定行為看護師を育成することにより、さらなる質の高い高度医療の提供が可能となることから、直近2年間の平均である14名を基準に、評価指標を達成する水準として、「年平均15名以上の特定行為看護師修了者を育成する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③高度医療の実施件数 【第3期中期目標期間(平成28年度から令和2年度)のE難度手術の年平均件数(152件)及び臓器移植の年平均件数(33件)から10%増加させる。】	③高度医療を実践できる人材育成を行うことにより、高度医療の実施件数の増加に繋がることから、その状況を点検・評価する指標として、「高度医療の実施件数」を設定した。 また、第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)におけるE難度手術件数は年平均152件、臓器移植件数は年平均33件であり、高度医療を実施できる人材養成することにより、さらに難度の高い手術を増やすことが可能であることから、評価指標を達成する水準として、「第3期中期目標期間(平成28年度から令和2年度)のE難度手術の年平均件数(152件)及び臓器移植の年平均件数(33件)から10%増加させる。」を設定した。	
		(7-2) 臨床研究管理部門の活動を充実させ、質の高い臨床研究の実施を支援することで、それらを推進する医師や医療人材及びそれをサポートする人材を継続的に育成する。	①倫理審査委員会等で審査した臨床研究の実施承認数 【令和9年度の実施承認数を令和4年度の実施承認数から10%増加させる。】	①医師主導型臨床研究を含めた臨床研究を推進する人材を育成し実施体制を整えることで、医学研究の倫理的妥当性と科学的妥当性を評価する倫理審査委員会等で審査する実施承認数の増加に繋がることから、その状況を点検・評価するための指標として、「倫理審査委員会等で審査した臨床研究の実施承認数」を設定した。 また、基準となる倫理指針が統廃合(令和3年7月～)され、新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が施行されるため、指針統合後の令和4年度の実施承認数を基準として位置付け、評価指標を達成する水準として、「令和9年度の実施承認数を令和4年度の実施承認数から10%増加させる。」を設定した。	
			②臨床研究管理部門(レギュレーション部門)におけるモニタリングの実施割合 【第4期中期目標期間における「モニタリング実施回数/(特定臨床研究実施数+医師主導治験数)」の値を1以上にする。】	②質の高い臨床研究を担保するためのモニタリングや監査は、信頼性を確保する手段であり、適切かつ効率的なモニタリングと監査を実施し、高い専門性を持った人材の育成と実施体制を整えることで、監査モニタリングの実施率の維持に繋がることから、その状況を点検・評価するための指標として、「臨床研究管理部門(レギュレーション部門)におけるモニタリングの実施割合」を設定した。 また、臨床研究の内容・計画の高度化・複雑化に伴い、モニタリングが必要であるが、質の高い臨床研究管理部門と人材を有する高度な施設において実施が可能であるため、評価指標を達成する水準として、「第4期中期目標期間における『モニタリング実施回数/(特定臨床研究実施数+医師主導治験数)』の値を1以上にする。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
【独自】	(8) 地域の人々が、島嶼という隔てられた空間において限られた資源を大切に活用し、持続的に生存するために相互に支え合いつつ培ってきた智慧、いわゆる“Island wisdom”を基盤とした教育研究活動を推進するとともに、学内外のステークホルダーとの連携・協働による取組を強化することにより、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。 【独自】	(8) 沖縄そして世界が直面する経済格差の拡大や気候変動などの課題解決に繋げるため、SDGsの観点を取り入れた教育研究活動等を推進するとともに、学内外の多様なステークホルダーとの連携・協働を通して得られた知見と成果を積極的に発信する。	①SDGsに関する本学構成員の意識度 【毎年度実施する本学構成員への調査において、SDGsへの意識が高い構成員の割合を増やす。】	①SDGs意識調査を毎年度実施し、本学構成員(学生及び教職員)のSDGsに関する意識度を測ることにより、年度毎の推移等の把握と、SDGsに関連する様々な取組の効果を検証できることから、その状況を点検・評価するための指標として、「SDGsに関する本学構成員の意識度」を設定した。 また、SDGsの達成に向けて、本学構成員の当事者意識を高めることが重要であることから、評価指標を達成する水準として、「毎年度実施する本学構成員への調査において、SDGsへの意識が高い構成員の割合を増やす。」を設定した。	
			②SDGs達成に向けた学内外のステークホルダーとの連携・協働 【SDGs達成に向けて、学内外のステークホルダーと新たな連携・協働等の取組を実施する。】	②SDGsの達成に貢献するには、本学が培ってきた智慧を活かすことに加え、学内外のステークホルダーとの連携・協働が不可欠であることから、その状況を点検・評価するための指標として、「SDGs達成に向けた学内外のステークホルダーとの連携・協働」を設定した。 また、学内外のステークホルダーとの連携・協働を促進することにより、課題解決の加速化が期待できることから、評価指標を達成する水準として、「SDGs達成に向けて、学内外のステークホルダーと新たな連携・協働等の取組を実施する。」を設定した。	
			③SDGs推進室ウェブサイトへのアクセス数 【第4期中期目標期間中において、年間アクセス数9,600件以上を達成する。】	③ウェブサイトへのアクセス数の推移の把握は、発信した成果の社会的なインパクトや情報発信力を検証する要素となることから、その状況を点検・評価するための指標として、「SDGs推進室ウェブサイトへのアクセス数」を設定した。 また、令和3年4月から6月のSDGs推進室ウェブサイトへのアクセス数は、1,346件であることから、年換算約5,400件を基準値とする。今後、取組・成果の積極的な発信を行うことにより、アクセス数の増加が見込まれることから、指標を達成する水準として、令和3年度(基準値)から、対前年度比10%ずつ増加の「第4期中期目標期間中において、年間アクセス数9,600件以上を達成する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
②①	(9) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②①	(9) 学外理事を含めた役員会での議論や、学外委員を含めた経営協議会での議論等を踏まえつつ、学長のリーダーシップのもとで、学内外の専門的知見も活用しながら、本学の基本理念等に基づいて戦略的な大学運営を行う。	①経営協議会学外委員からの意見・提言への対応 【大学運営に資する意見や提言について対応策を検討し、その進捗又は成果(効果)を学内外に示す。】	①経営協議会の議論で導かれた意見・提言を取り入れることは、戦略的な大学運営に向けて必要な取り組みであることから、その意見・提言への対応状況を点検・評価するための指標として「経営協議会学外委員からの意見・提言への対応」を設定した。 また、大学運営に資する意見や提言について対応策を検討し、その進捗又は成果(効果)を学内外に示すことが、外部の知見を法人経営に生かすための仕組みとなり得ることから、評価指標を達成する水準として、「大学運営に資する意見や提言について対応策を検討し、その進捗又は成果(効果)を学内外に示す。」を設定した。	
			②本学教職員による大学運営への参加 【当該課題に取り組むための専門性を持った多様な職種の教職員に参加する機会を提供する。】	②本学の課題解決のための検討チーム等に専門的知見を有する学内教職員を参加させることは、戦略的な大学運営に向けて必要な取り組みであることから、その実施状況を点検・評価するための指標として、「本学教職員による大学運営への参加」を設定した。 また、副理事、学長補佐などの執行部に加え、当該課題に取り組むための専門性を持った多様な職種の教職員に参加する機会を提供することで大学運営への参加を推進できることから、評価指標を達成する水準として、「当該課題に取り組むための専門性を持った多様な職種の教職員に参加する機会を提供する。」を設定した。	
			③役員をはじめとする大学幹部を対象とした、外部有識者による経営セミナーの実施回数 【経営セミナーを年1回以上実施する。】	③本学の幹部職員に対し、他組織(民間企業や自治体・教育機関等)で活躍するリーダーによる研修の機会を設けることは、外部の知見を法人経営に生かすために必要な取り組みであることから、その実施状況を点検・評価するための指標として、「役員をはじめとする大学幹部を対象とした、外部有識者による経営セミナーの実施回数」を設定した。 また、第3期中期目標期間には定期的には実施していない取組であることから、まずは経営に関する能力を向上させるため継続的に機会を設けるべく、評価指標を達成する水準として、「経営セミナーを年1回以上実施する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
②②	(10) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②	(10-1) 既存施設の改修及び新たな施設の整備により、教育・研究・社会貢献活動等における学内外ステークホルダーの共創の場としての全学的共用施設(スペースを含む)を拡充する。	①施設の有効活用(スペースマネジメント)に関する体制構築 【全学的共用施設(スペースを含む)をマネジメントするための管理体制を構築する。】	①施設の有効活用を促進し、教育研究活動の持続的向上に資するため、「琉球大学施設有効活用規程」及び「琉球大学における施設の共用スペースに関する申し合わせ」に基づき、建物改修に伴う居室スペースの共有スペース化を図り、共有スペースの有効活用を行うための管理体制を構築する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として「施設の有効活用(スペースマネジメント)に関する体制構築」を設定した。 また、施設の有効活用に関するマネジメントを適切に行う必要があることから、評価指標を達成する水準として、「全学的共用施設(スペースを含む)をマネジメントするための管理体制を構築する。」を設定した。	
			②全学的共用施設(スペースを含む)の拡大 【全学的なマネジメントにより、全学的共用施設(スペースを含む)の面積を令和3年5月に比較して5割増加させる。】	②共用スペースを学内者の活用をはじめ、学外機関等との共同研究やオープンラボなどの利用に幅広く活用することにより、施設の有効活用が図れることから、その状況を点検・評価するための指標として「全学的共用施設(スペースを含む)の拡大」を設定した。 また、共有スペースを最大限に活用するためのスペースを確保することにより、評価指標を達成する水準として、「全学的なマネジメントにより、全学的共用施設(スペースを含む)の面積を令和3年5月に比較して5割増加させる。」を設定した。	
		(10-2) 本学が中心となり地域の教育研究の推進を図るため、学内外に開かれた共用研究	①共用研究設備、研究成果及び研究者データベースを連携させた情報統括システムの構築 【情報統括システムを令和5年度末までに整備する。】	①共用研究設備を戦略的に整備するために、共用研究設備、研究成果及び研究者データベースを連携させた情報統括システムを構築する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「共用研究設備、研究成果及び研究者データベースを連携させた情報統括システムの構築」を設定した。 また、情報統括システムを構築することで、機器利用に関する様々な情報を集約し、研究基盤戦略に活かすことができることから、評価指標を達成する水準として、「情報統括システムを令和5年度末までに整備する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
		設備体制(コアファシリティ)をデータに基づき戦略的に整備する。	②本学が保有する共用分析機器等の学内外の利用件数 【共用分析機器等の利用件数を年平均7,000件以上にする。】	②研究者(教員)が保有する分析機器等を有効に活用することにより、教育研究の推進を図るために機器の共有化を推進する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「本学が保有する共用分析機器等の学内外の利用件数」を設定した。また、第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)における共用分析機器等の学内外の利用件数の年平均が5,629件であったことから、評価指標を達成する水準として、「共用分析機器等の利用件数を年平均7,000件以上にする。」を設定した。	
(23)	J	(11-1) URAやファンドレイザーの育成により、専門人材を活用した組織対組織による産学官金の連携強化を図るとともに、琉球大学後援財団や琉球大学同窓会など関係機関と連携し、外部資金の受入拡大と多様化を目指す。また、国、県、諸財団あるいは企業からの外部資金の受入れを拡充するとともに、クラウドファンディングなどの多様な資金の受入れを進める。	①学内研究機器・設備を利用した受託解析件数 【受託解析件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(5.2件)よりも増加させる。】	①学内の研究機器・設備を有効に活用することにより、産業界等からの受託研究を推進し、研究の活性化に繋げることができることから、その状況を点検・評価するための指標として、「学内研究機器・設備を利用した受託解析件数」を設定した。また、研究を支える基盤整備として学内先端機器の共用化を進めることで組織対組織の連携強化に繋がることから、取組を強化することにより、第3期中期目標期間の年平均件数5.2件よりも増加が見込めることから、評価指標を達成する水準として、「受託解析件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(5.2件)よりも増加させる。」を設定した。	
			②共同研究件数 【共同研究件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(129件)よりも増加させる。】	②共同研究を積極的に推進し、外部資金の受入を拡大することにより研究活動を活性化させる必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「共同研究件数」を設定した。また、共同研究の第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数は、129件であることから、第4期中期目標期間における評価指標を達成する水準として、「共同研究件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(129件)よりも増加させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③受託研究件数 【受託研究件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(180件)よりも増加させる。】	③受託研究を積極的に推進し、外部資金の受入を拡大することにより研究活動を活性化させる必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「受託研究件数」を設定した。 また、受託研究の第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数は、180件であることから、第4期中期目標期間における評価指標を達成する水準として、「受託研究件数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均件数(180件)よりも増加させる。」を設定した。	
			④外部資金獲得の取組強化 【新たな外部資金の受入拡大と多様な資金の受入を進める。】	④教育研究活動等を活性化させるためには、多様な外部資金の獲得が必須であることから、外部資金の受入件数、受入額などの状況を点検・評価するための指標として、「外部資金獲得の取組強化」を設定した。 また、琉球大学後援財団や琉球大学同窓会など関係機関と連携し、研究情報等の積極的な公表や企業とのマッチング等により、新たな外部資金の受入拡大と多様な資金の受入を進める必要があることから、評価指標を達成する水準として、「新たな外部資金の受入拡大と多様な資金の受入を進める。」を設定した。	
		(11-2)「琉球大学の中期将来ビジョン」の実現に資する優れた教育研究活動等に対し、学長	①優れた教育研究活動等に対する適切な資源配分 【「琉球大学の中期将来ビジョン」を踏まえた適切な予算配分方法を策定する。】	①本学が定めた「琉球大学の中期将来ビジョン」の実現に資する優れた教育研究活動等に対し戦略的かつ重点的に資源配分を行うとともに、当該ビジョンの達成状況を把握する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「優れた教育研究活動等に対する適切な資源配分」を設定した。 また、優れた教育研究活動等への適切な資源配分について評価指標を達成する水準として「琉球大学の中期将来ビジョン」を踏まえた適切な予算配分方法を策定する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
		のターゲットに基づき戦略的かつ重点的な資源配分を行う。	②資源配分に関する検証・評価 【検証・評価結果を資源配分方法に反映させる。】	②「琉球大学の中期将来ビジョン」の実現に資するため、戦略的かつ重点的に資源配分を行った取組の達成状況を把握する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「資源配分に関する検証・評価」を設定した。 また、資源を有効に活用するためには、資源配分による成果を検証・評価した上で、翌年度以降の適正な予算配分に反映させる必要があることから、評価指標を達成する水準として「検証・評価結果を資源配分方法に反映させる。」を設定した。	
②④	(12) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを生きたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話等を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②④	(12-1) 客観性と外部性を保った自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を分かりやすく公表するとともに、それをエビデンスベースで取り入れた戦略による法人経営を具現化していく。	①客観性と外部性を備えた自己点検・評価の推進 【自己点検・評価体制を見直した上で、これに基づき自己点検・評価を実施する。】	①自己点検・評価の結果を経営協議会外部委員等の外部視点からの意見等を反映させた上で公表を行うなど、客観性と外部性をより備えた体制による自己点検・評価を実施する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「客観性と外部性を備えた自己点検・評価の推進」を設定した。 また、自己点検・評価体制を見直した上で、本学独自の中期将来ビジョン(アクションプラン)に対応する取組の進捗管理を含めて、客観性と外部性を保った自己点検・評価を毎年度実施する必要があることから、評価指標を達成する水準として、「自己点検・評価体制を見直した上で、これに基づき自己点検・評価を実施する。」を設定した。	
			②本学独自の指標による計画の進捗管理 【本学独自の指標を設定し、それに基づく計画の進捗管理を実施する。】	②第4期中期目標期間における計画の進捗管理を行うにあたっては、本学独自のKPI(重要業績評価指標)を設定し、計画の進捗管理及びIRの分析に活用するような手順へと見直すことにより、エビデンスベースによる進捗管理等を強化するなどの必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「本学独自の指標による計画の進捗管理」を設定した。 また、進捗管理の手順を見直し、エビデンスベースの戦略による法人経営の具現化に向けた進捗管理を行う必要があることから、評価指標を達成する水準として、「本学独自の指標を設定し、それに基づく計画の進捗管理を実施する。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③自己点検・評価の結果に基づく改善及び公表 【自己点検・評価の結果に基づき策定した改善計画の進捗を管理し、その結果を公表する。】	③第4期中期目標期間で新たに構築する客観性と外部性を保った自己点検・評価体制及び手順において、自己点検・評価の結果に基づき改善計画を策定し、その計画の進捗管理を行った上で、改善状況を公表することが、自己点検・評価の体制や手順の有効性の検証・改善及びステークホルダーへの積極的な情報発信に繋がることから、その状況を点検・評価するための指標として、「自己点検・評価の結果に基づく改善及び公表」を設定した。 また、客観性と外部性を保った自己点検・評価の結果に基づいて実施する改善の進捗状況について、分かりやすく公表することが重要であることから、評価指標を達成する水準として、「自己点検・評価の結果に基づき策定した改善計画の進捗を管理し、その結果を公表する。」を設定した。	
	(12-2) 「広報を共創する」を広報戦略の基本として、学内外のステークホルダーとの繋がりを強化するとともに、動画等コンテンツを用いるなどにより、本学の強み・魅力・特色などの情報を分かりやすく発信する。		①学内外ステークホルダーとの対話等の機会の拡充 【学外有識者、報道機関、学生、教職員などの学内外ステークホルダーとの対話等の機会を拡充し、その内容を充実させる。】	大学のエンゲージメント等に係る学内外ステークホルダーの意識を把握し、学内外のステークホルダーとの繋がりを強化する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「学内外ステークホルダーとの対話等の機会の拡充」を設定した。 また、法人経営に対する理解・支持を得るために、学内外の多様なステークホルダーとの対話等について、機会の拡充及び実施内容を充実させる必要があることから、「学外有識者、報道機関、学生、教職員などの学内外ステークホルダーとの対話等の機会を拡充し、その内容を充実させる。」を設定した。	
			②琉球大学公式ホームページ訪問者数 【訪問者数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値(319,168件)から20%増加させる。】	本学が発信した情報が学内外の多様なステークホルダーに届いているかどうかを把握するためには、どれだけの訪問者があったかどうかを確認する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「琉球大学公式ホームページ訪問者数」を設定した。 また、公式ホームページ訪問者数について第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値が319,168件であり、また同期平均増加率が17.4%だったことから、評価指標を達成する水準として、「訪問者数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値(319,168件)から20%増加させる。」を設定した。	

①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③プレスリリース数 【プレスリリース数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値(95件)から10%増加させる。】	③ステークホルダーに対するマスメディアの影響は大きく、直接的、即効的な影響を及ぼすことから、マスメディアに対する情報発信力が重要であるため、その状況を点検・評価するための指標として「プレスリリース数」を設定した。 また、プレスリリース数について第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値が95件であり、また同期平均増加率が7.5%だったことから、評価指標を達成する水準として、「プレスリリース数を第3期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)の年平均値(95件)から10%増加させる。」を設定した。	
②⑤	(13) AI・RPA(Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤	(13) 情報化推進体制を整備するとともに、新たに策定する情報化推進計画に沿って、新規システムの導入等による事務の効率化や情報基盤の整備、情報セキュリティ教育等を進めることにより、デジタル・キャンパスを推進する。	①情報化推進体制の整備及び情報インシデント対策の強化 【琉球大学DX実行計画の策定・見直しを行うとともに、これに基づきICT推進室(仮称)を設置し、また、琉球大学CSIRT体制を強化する。】	①情報化を推進するために、情報化推進体制の整備が必要不可欠であり、併せてサイバーセキュリティ対策基本法に基づく情報セキュリティ対策についても強化する必要があることから、その状況を点検・評価するための指標として、「情報化推進体制の整備及び情報インシデント対策の強化」を設定した。 また、情報化推進計画を策定し、情報化を推進するための業務運営体制の整備と情報インシデント対策の強化により、デジタル・キャンパスの推進に向けた取組と情報セキュリティ対策の強化が図れることから、評価指標を達成する水準として、「琉球大学DX実行計画の策定・見直しを行うとともに、これに基づきICT推進室(仮称)を設置し、また、琉球大学CSIRT体制を強化する。」を設定した。	
			②業務システム導入による業務の高度化 【業務の継続性・効率化・労力の削減につながる業務システムを導入する。】	②業務の効率化を図り、本学の機能強化に取り組むためには、業務システムの導入による業務改善が必要であることから、その状況を点検・評価するための指標として、「業務システム導入による業務の高度化」を設定した。 また、デジタル技術を活用した業務システムによる効率化のためには、新しいシステムの導入や既存のシステムの改修が必要であることから、評価指標を達成する水準として、「業務の継続性・効率化・労力の削減につながる業務システムを導入する。」を設定した。	

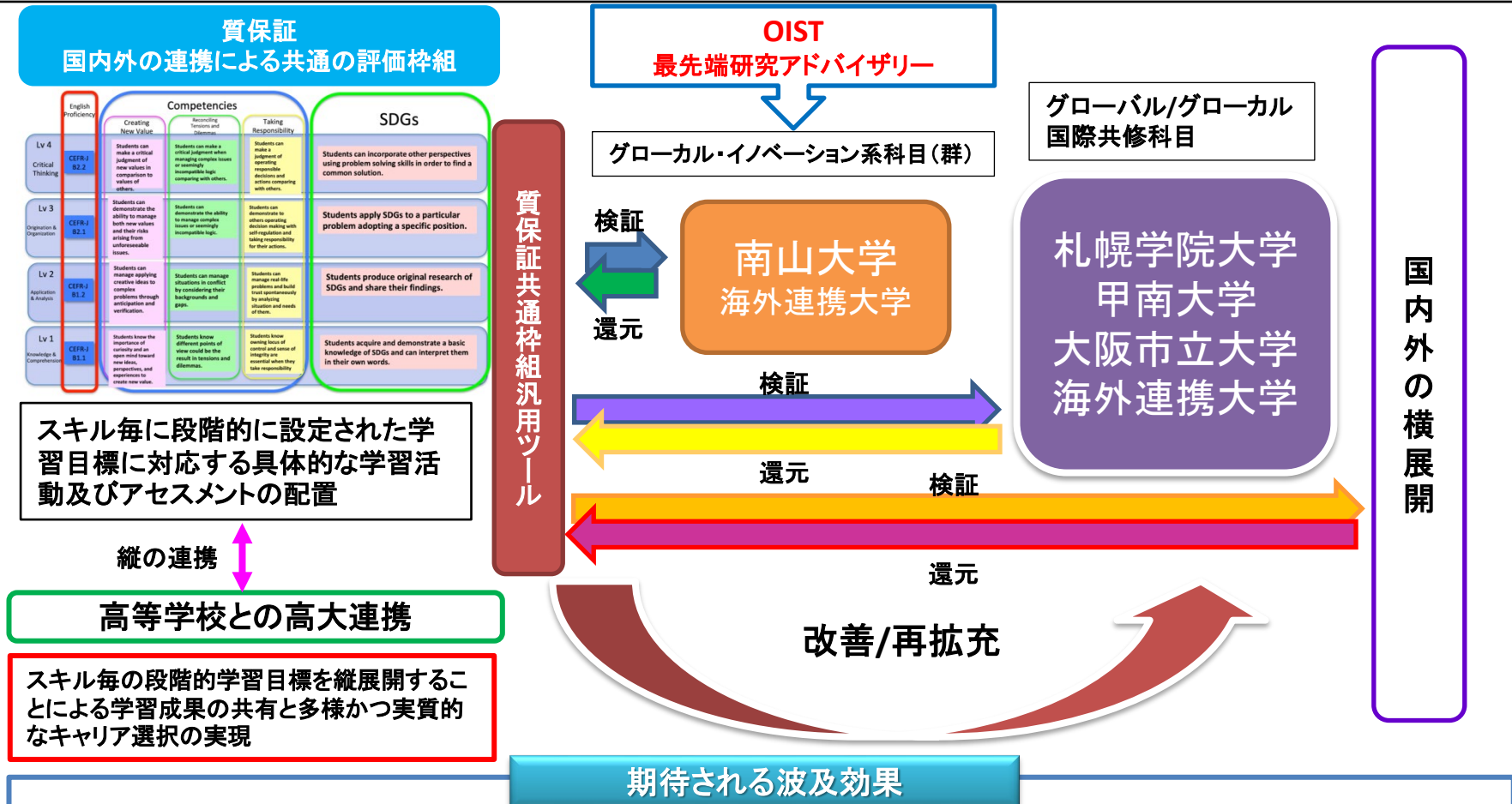
①選択した 中期目標 大綱番号	②中期目標 (素案)	③中期計画 (素案)	④検証可能な評価指標	⑤評価指標の設定理由	⑥指定国の 構想調書中 関連する指標
			③ネットワーク環境の整備 【アクセス回線の高速化によりネットワーク環境を強化する。】	③情報化を推進するためには、現在10GbpsであるSINETのデータセンター間・キャンパス間の回線の高速化や、現在1Gbpsである各部屋までの回線の高速化を図るなどのネットワーク環境の強化が必要不可欠であることから、その状況を点検・評価するための指標として、「ネットワーク環境の整備」を設定した。また、ネットワーク環境の整備により、情報化に関連する取組が拡充できることから、評価指標を達成する水準として、「アクセス回線の高速化によりネットワーク環境を強化する。」を設定した。	

COILを活用した持続的グローバル・イノベーション人材育成プログラム

※Collaborative Online International Learning (COIL) とは、海外の連携大学と交流を行い、問題を共有し、協働してその解決に取り組むオンライン学習のこと

琉球大学

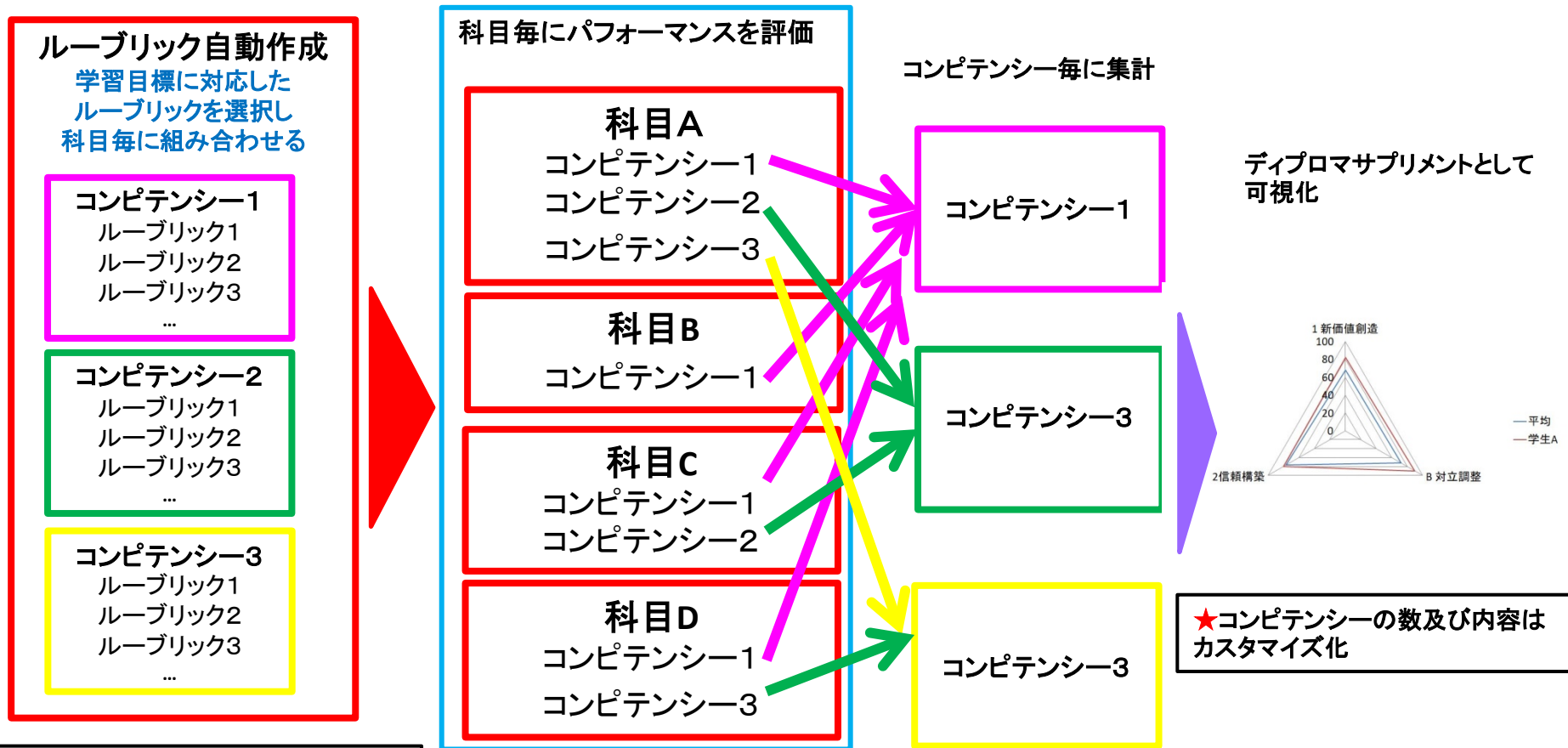
目的: COILを活用した国際共修を通じてのグローバル/グローバル人材育成の質保証枠組み構築
目標: 質保証枠組みの共有拡充による検証・改善・再拡充のサイクルの構築



国際的な教育プレゼンスの向上とは、もはや競争ではなく、リソースの共有と役割分担である。本プロジェクトにおいて国内外の横展開を通じて共通の評価指標の枠組が共有、検証、開発されることは、単純に普遍的な評価の枠組を構築するということだけでなく、その枠組の中でそれぞれの教育プログラムが独自性を主張しながら、共有と分担において適切な位置づけを見出していくことを可能とさせる。

COILを活用した持続的グローバル・イノベーション人材育成プログラム

質保証枠組共有ツール(イメージ)



★琉球大学のグローバル教育プログラムではOECDに従った「新価値創造」「対立調整」「信頼構築」の3つのコンピテンシーを目標としている。

特筆すべき点

★ディプロマサプリメントとして可視化される能力は、GPA等の成績とは異なる具体的な能力となる。

★例えばデータ処理能力については、「必要なデータが揃っているか」「データが主題に関連付けられているか」「データの分析が適切に行われているか」といったように、パフォーマンスそのものと対応したルーブリックによって評価がなされるため、パフォーマンスそのものに直結した数値を取り出すことが可能となる。

COILを活用した持続的グローバル・イノベーション人材育成プログラム

当初計画

現状及び具体的な活動

令和3年

* プレプロジェクトとして

4月

グローバルイノベーション科目試行

グローバルイノベーション科目試行

横展開の具体的な
手立て

5月

地域交流事業実施

地域交流事業実施

6月

OISTアドバイザー

OISTアドバイザー

7月

連携大学との評価指標共有の検討

連携大学との評価指標共有の検討

連携体制の検討

9月

連携大学の協力によるオンライン派遣研修

GIGAスクール構想との連携協議

質保証枠組
共有ツール開発

10月

* プロジェクトスタート

連携大学の協力によるオンライン派遣研修
COILを活かして
集中講義ではなくレギュラーの授業として実施

11月

連携大学、高等学校との連携協議

連携大学との連携協議

12月

Hult Prize実施

連携大学、高等学校との連携協議シンポジウム
(予定)

令和4年

3月

連携大学、高等学校との連携協議

来年度以降の活動スケジュール

★ 令和4年4月「グローバルイノベーション演習」運用開始 8月連携機関共同シンポジウム開催

令和5年3月プロジェクト全体のアセスメント及び成果発表

★ 令和5年度以降 プログラム単位から機関単位への質保証枠組みの拡大を検討 参画機関拡充のプロモーションの継続

COILを活用した持続的グローバル・イノベーション人材育成プログラム

留意事項への対応

★連携のオープン性

下記「横展開の具体的な手立て」参照

★取り組み内容の整理

横/縦展開における質保証の共通枠組を明確に中心に据え、グローバル/グローバル人材育成プログラム・科目・事業等はすべてその枠組の検証・実証の現場として活用するという位置づけにした。

★成果の公表、還元

世界展開力強化事業のものを継承発展させたHP、SNS等による成果の情報発信を準備中であり、シンポジウムを計画中である。

横展開の具体的な手立て

★質保証枠組の共有ツール化

質保証枠組の共有/検証の仕組みをわかりやすく、また参加しやすくするためにLMSツール化する。

★共有範囲の段階的設定

質保証枠組の共有/検証への参加を科目単位から参加可能としている。

他のフォーラムプロジェクトとの連携状況

★筑波大学主催のJV-Campusに参加し、共有可能なオンラインコンテンツを拡充していく予定。

★世界展開力強化事業の当初からBEVIを使用しているため広島大学の事業に関しては、新しい連携の枠組を検討中。

現時点での克服すべき課題

★コロナ禍による強制的なオンライン推進・普及により、COILが特別な取組ではなくなってきたため、質保証のためのLMSとCOILとのバランスの取り方が難しくなっている。

★各機関毎に基幹LMSが異なるため、機能およびデータ共有の方針作りが難関となる。

産学官金・地域との協働で
「教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着」の拠点を創出

沖縄産学官協働人財育成円卓会議

「行動するシンクタンク」

地域連携推進機構

(機構長＝理事)

沖縄21世紀ビジョンの実現に資する、
産学官金と協働した地域人財の設定、
人財輩出のために必要な連携体制&
支援に関するプラットフォーム

副機構長

(地域・社会連携担当副学長)

地域連携推進会議

(全学会議)

地域連携推進協議会

(外部委員含む)

- 地域と大学を繋ぐ総合的なワンストップ窓口（他の機構や学部等の組織への繋ぎ）
- 教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着（企画・実施、自走化までを総合調整）

地域共創企画室

(室長＝機構長)

※「白文字」は専門部会の例

職業教育訓練
(VET：ビジネス
スキルアップ)

リカレント教育
(専門職養成・高
度化、初級地域公
共政策士)

グローバル人材
教育（外国語運用
能力、海外インター
ンシップ）

イノベーション
教育（デザイン・
シンキング、科学
教育、起業教育）

新しい生涯学習
教育（自治体向け
課題解決講座）

社会と大学の接
続教育（出ロー体
型、地域志向教育）

小・中・高校生、大学生と社会人も含めた学びの機会拡充と教育プログラム開発・実践

開発実践専門部会

(複数設置)

バンクに登録している学内外の人材が、専門部会を
舞台に、地域の求める人財輩出のための仕組みづく
りへの参画、教育プログラムの開発・実践を担当

地域共創人材バンク

(登録制)

<学部等、学内教員、他の高等教育機関・産業界・自治体等からの専門人材、他>

多様な大学資源 × 産学官金・地域が持つ資源
→ 島嶼地域をカバーする教育拠点の構築
→ 地域貢献大学としての機能強化
(琉大ブランドの確立)

〔平成28年2月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、琉球大学(以下「本学」という。)が地域貢献大学として、持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し、自らが保有する教育研究の強みや特色を活かして、教育機関、地方公共団体、産業界及び金融機関等(以下「各種団体」という。)と連携を推進することによって、地域の振興や発展を担う人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携により、地域の振興や発展を担う人材育成のための全学的な活動に係る事業に関すること。
- (2) 国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織(以下「部局等」という。)が行う各種団体との連携に関する活動の支援及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 機構に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 専任教員

2 前項に規定する者のほか、次の各号に掲げるものを置くことができる。

- (1) 特命教員
- (2) 併任教員
- (3) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第5条 機構長は、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第6条 副機構長は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長は、機構長の職を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、特任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 専任教員の選考手続等については、国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき、機構長が担当の理事と調整の上、学長の承認を得て、別に定める。

(特任教員)

第8条 特任教員は、専任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 特任教員の選考手続等については、機構長が別に定める。

(併任教員)

第9条 併任教員は、専任教員及び特任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 併任教員は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 機構長は、前項の推薦に当たっては、当該教員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。

4 併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(地域共創企画室)

第10条 機構に、第3条に掲げる業務について、機構の職員が相互に連携して企画及び立案等を円滑に進めるため、地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。

(企画室の業務)

第11条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携による人材育成の企画及び立案、実施並びに管理
- (2) 各種団体との連携に必要となる協議及び組織間の連絡調整
- (3) 本学における地域連携の推進に資する研究及び調査並びに広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条に掲げる業務の企画及び立案等

(企画室の構成員)

第12条 企画室に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 企画室長（以下「室長」という。）
- (2) 専任教員

(3) その他室長が必要と認める者

(室長)

第13条 室長は、本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 室長は、企画室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第14条 機構に、機構の運営に関する事項を審議するため、地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第15条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 機構の管理運営に関すること。

(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。

(3) 機構の事業計画に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、機構に関すること。

(運営会議の組織)

第16条 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 室長

(4) 専任教員

(5) 総合企画戦略部地域連携推進課長

(6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第17条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第18条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(地域連携推進会議)

第19条 地域連携の活動等に関する全学的な事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第20条 機構及び機構が行う活動等について、客観的な観点からの評価及び助言等に基づいた改善に資するため、地域連携推進協議会を置く。

- 2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第21条 機構に、教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため、必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第22条 機構に関する庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場）の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由と概要） 本学が企業、自治体等と協働で実施する人材育成等をはじめとする取り組みを行う講師（コーディネーター）を雇用するにあたり、現状との整合性を図る必要があるため、所要の改正を行う。 国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場） （目的） 第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則（以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づき琉球大学（以下「本学」という。）の教育の充実を図るため雇用する者（以下「非常勤講師」という。）の人事に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この規程において「部局等」とは、学部（附属施設及び附属学校を含む。）、大学院研究科、グローバル教育支援機構、地域連携推進機構、熱帯生物圏研究センター及び学内共同教育研究施設をいう。 2 この規程において「部局等の長」とは、前項に規定する部局等の長をいう。 （身分等） 第3条 非常勤講師の身分は、規則第2条第2号に規定するパートタイム職員とし、名称は、講師、講師（カウンセラー）又は講師（コーディネーター）と	国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場） （目的） 第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則（以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づき琉球大学（以下「本学」という。）の教育の充実を図るため雇用する者（以下「非常勤講師」という。）の人事に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この規程において「部局等」とは、学部（附属施設及び附属学校を含む。）、大学院研究科、グローバル教育支援機構、地域連携推進機構、熱帯生物圏研究センター及び学内共同教育研究施設をいう。 2 この規程において「部局等の長」とは、前項に規定する部局等の長をいう。 （身分等） 第3条 非常勤講師の身分は、規則第2条第2号に規定するパートタイム職員とし、名称は、講師、講師（カウンセラー）又は講師（コーディネーター）と

する。 (職務内容) 第4条 講師は、専攻分野に係る教授又は研究に従事する。 2 講師(カウンセラー)は、本学学生、生徒又は児童のもつ悩みや不安などの心理的問題について話し合い、解決のための援助・助言を行う。 3 講師(コーディネーター)は、本学が<u>産業界・行政等と協働で実施する取組の連携及び調整を行う</u>ための活動を行う。 (選考等) 第5条 講師は、部局等の長が、次条に定める事項により選考する。 2 講師(カウンセラー)は、臨床心理士などの資格を有する者のうちから保健管理センター所長が選考する。 3 講師(コーディネーター)は、産業界・<u>行政等が求める人材や地域課題に</u>熟知した者のうちから、地域連携推進機構長が選考する。 第6条 講師の選考に当たっては、国立大学法人琉球大学教員選考基準第4条を準用するものとする。 2 本学において講師となる者については、原則として資格審査を行うものとするが、以下に掲げる者については、資格審査を省略することができる。 (1) 本学において非常勤講師(講師(カウンセラー)及び講師(コーディネーター)を除く。)として雇用された経歴のある者 (2) 大学で専任講師以上の職にある者又はその職にあった者 (採用手続等)	とする。 (職務内容) 第4条 講師は、専攻分野に係る教授又は研究に従事する。 2 講師(カウンセラー)は、本学学生、生徒又は児童のもつ悩みや不安などの心理的問題について話し合い、解決のための援助・助言を行う。 3 講師(コーディネーター)は、本学教員が行っている研究と<u>産業界・行政の研究ニーズを結びつけるための活動を行う</u>。 (選考等) 第5条 講師は、部局等の長が、次条に定める事項により選考する。 2 講師(カウンセラー)は、臨床心理士などの資格を有する者のうちから保健管理センター所長が選考する。 3 講師(コーディネーター)は、産業界や公的な研究施設の研究ニーズを熟知している者のうちから地域連携推進機構長が選考する。 第6条 講師の選考に当たっては、国立大学法人琉球大学教員選考基準第4条を準用するものとする。 2 本学において講師となる者については、原則として資格審査を行うものとするが、以下に掲げる者については、資格審査を省略することができる。 (1) 本学において非常勤講師(講師(カウンセラー)及び講師(コーディネーター)を除く。)として雇用された経歴のある者 (2) 大学で専任講師以上の職にある者又はその職にあった者 (採用手続等)
---	--

第7条 医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）の非常勤講師の採用計画書の作成及びその手続きについては，年度ごとに定める「非常勤講師採用手続きについて」によるものとする。 2 学長は，医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）から提出された非常勤講師採用申請書に基づき次に掲げる書類の提出を依頼し，当該書類の提出を受けて，採用する。 (1) 略歴書 (2) 承諾書 (3) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。） 3 グローバル教育支援機構（国際教育支援部門及び保健管理部門に限る。），地域連携推進機構，医学部，大学院医学研究科，熱帯生物圏研究センター，病院及び学内共同教育研究施設の非常勤講師の採用にあつては，人事異動上申書に，次の書類を添付して発令予定日の2週間前までに学長へ上申するものとし，学長は，この上申を受けて当該非常勤講師を採用する。 (1) 略歴書 (2) 承諾書 (3) 国立大学法人琉球大学非常勤講師給与算定調書（医学部，病院に限る。） (4) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。） 4 学長は，雇用の通算期間が，学内の異なる職種等から継続した雇用期間を含め，継続して5年（労働契約法第18条第2項による通算契約期間に算入しないこととされている期間は，当該講師の雇用期間に算入しない。以下同じ。）を超えることとなる講師（以下「雇用継続期間5年超過講師」という。）へ依頼を行う際は，翌年度の担当授業科目の依頼に併せて，無期労働契約へ	第7条 医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）の非常勤講師の採用計画書の作成及びその手続きについては，年度ごとに定める「非常勤講師採用手続きについて」によるものとする。 2 学長は，医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及びグローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）から提出された非常勤講師採用申請書に基づき次に掲げる書類の提出を依頼し，当該書類の提出を受けて，採用する。 (1) 略歴書 (2) 承諾書 (3) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。） 3 グローバル教育支援機構（国際教育支援部門及び保健管理部門に限る。），地域連携推進機構，医学部，大学院医学研究科，熱帯生物圏研究センター，病院及び学内共同教育研究施設の非常勤講師の採用にあつては，人事異動上申書に，次の書類を添付して発令予定日の2週間前までに学長へ上申するものとし，学長は，この上申を受けて当該非常勤講師を採用する。 (1) 略歴書 (2) 承諾書 (3) 国立大学法人琉球大学非常勤講師給与算定調書（医学部，病院に限る。） (4) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。） 4 学長は，雇用の通算期間が，学内の異なる職種等から継続した雇用期間を含め，継続して5年（労働契約法第18条第2項による通算契約期間に算入しないこととされている期間は，当該講師の雇用期間に算入しない。以下同じ。）を超えることとなる講師（以下「雇用継続期間5年超過講師」という。）へ依頼を行う際は，翌年度の担当授業科目の依頼に併せて，無期労働契約へ
--	--

の転換希望の有無及び無期転換後に担当できる授業科目について確認するものとする。 第8条 教育学部附属小・中学校の非常勤講師（以下「附属学校の非常勤講師」という。）の選考は、校長が行うものとする。 2 学長は、校長の推薦に基づき、採用するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、附属学校の非常勤講師については、前条の規定に準じて取り扱うものとする。 （労働時間） 第9条 非常勤講師の労働時間は、その所属する部局等の長が定めるものとする。 （雇用期間） 第10条 非常勤講師の雇用期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中で雇用する者のその終期は、当該年度末までとする。 2 次年度以降も雇用する場合は、年度毎に改めて雇用するものとする。 （雇用更新の上限） 第11条 非常勤講師の雇用契約期間は、原則として当該非常勤講師が満70歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。 （無期労働契約への転換） 第12条 雇用継続期間5年超過講師は、次に定める手続きにより、無期労働契約への転換を申し込むことができるものとする。	の転換希望の有無及び無期転換後に担当できる授業科目について確認するものとする。 第8条 教育学部附属小・中学校の非常勤講師（以下「附属学校の非常勤講師」という。）の選考は、校長が行うものとする。 2 学長は、校長の推薦に基づき、採用するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、附属学校の非常勤講師については、前条の規定に準じて取り扱うものとする。 （労働時間） 第9条 非常勤講師の労働時間は、その所属する部局等の長が定めるものとする。 （雇用期間） 第10条 非常勤講師の雇用期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中で雇用する者のその終期は、当該年度末までとする。 2 次年度以降も雇用する場合は、年度毎に改めて雇用するものとする。 （雇用更新の上限） 第11条 非常勤講師の雇用契約期間は、原則として当該非常勤講師が満70歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。 （無期労働契約への転換） 第12条 雇用継続期間5年超過講師は、次に定める手続きにより、無期労働契約への転換を申し込むことができるものとする。
--	--

(1) 雇用継続期間5年超過講師は、第7条第4項の手続きにおいて、無期労働契約への転換希望の有無及び無期労働契約転換後の担当授業科目への意見の有無について回答するものとする。 (2) 前号により無期労働契約への転換を希望する講師で、無期労働契約転換後に担当できる授業科目についての意見があった場合、学長は当該意見を参考に当該講師の無期労働契約転換後に担当できる授業科目を6年目以降の当該有期労働契約が終了する3月前までに決定し、明示するものとする。 (3) 第1号により無期労働契約への転換の希望を申し出た講師については、6年目以降の当該有期労働契約が終了する2月前までに無期労働契約転換申込書（別紙様式1）（以下「申込書」という。）を学長へ提出しなければならない。 (4) 学長は、前号により申込書の提出があった場合は、速やかに無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式2）を当該講師に送付するものとする。 2 前項第1号により無期労働契約への転換の希望を申し出なかった講師は、6年目以降の当該有期労働契約が終了する4月前までに無期転換希望変更申込書（別紙様式3）により、無期労働契約への転換希望を学長へ申出ることができる。この場合、当該無期転換希望変更申込書において、無期労働契約転換後に担当できる授業科目について意見があった場合の取扱いは、前項第2号に準ずるものとする。 3 学長は、前2項に基づく手続きを踏まえ当該講師と無期労働契約を交わすこととし、当該講師は、当該有期労働契約が終了した翌日から無期労働契約へと転換するものとする。この場合、学長は労働条件通知書も併せて交付するものとする。	(1) 雇用継続期間5年超過講師は、第7条第4項の手続きにおいて、無期労働契約への転換希望の有無及び無期労働契約転換後の担当授業科目への意見の有無について回答するものとする。 (2) 前号により無期労働契約への転換を希望する講師で、無期労働契約転換後に担当できる授業科目についての意見があった場合、学長は当該意見を参考に当該講師の無期労働契約転換後に担当できる授業科目を6年目以降の当該有期労働契約が終了する3月前までに決定し、明示するものとする。 (3) 第1号により無期労働契約への転換の希望を申し出た講師については、6年目以降の当該有期労働契約が終了する2月前までに無期労働契約転換申込書（別紙様式1）（以下「申込書」という。）を学長へ提出しなければならない。 (4) 学長は、前号により申込書の提出があった場合は、速やかに無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式2）を当該講師に送付するものとする。 2 前項第1号により無期労働契約への転換の希望を申し出なかった講師は、6年目以降の当該有期労働契約が終了する4月前までに無期転換希望変更申込書（別紙様式3）により、無期労働契約への転換希望を学長へ申出ることができる。この場合、当該無期転換希望変更申込書において、無期労働契約転換後に担当できる授業科目について意見があった場合の取扱いは、前項第2号に準ずるものとする。 3 学長は、前2項に基づく手続きを踏まえ当該講師と無期労働契約を交わすこととし、当該講師は、当該有期労働契約が終了した翌日から無期労働契約へと転換するものとする。この場合、学長は労働条件通知書も併せて交付するものとする。
--	--

(無期労働契約後の手続等) 第13条 学長は、前条の規定に基づき無期労働契約へ転換した講師（以下「無期労働契約講師」という。）に対しての年度ごとの担当授業科目について、前条第3項の無期労働契約において合意した授業科目のうちから担当させるものとする。 2 学長は、前項の規定にかかわらず、前条第3項の無期労働契約において合意した担当できる授業科目以外の授業科目を担当させる必要がある場合は、当該無期労働契約講師と合意のうえ担当できる授業科目を変更又は追加することができるものとする。この場合、改めて労働条件通知書を交付するものとする。 3 学長は、規則第12条の規定にかかわらず、無期労働契約講師に対して、前条第3項及び前項において合意された担当できる授業科目以外に業務を命ずることはない。 (無期労働契約講師の定年) 第14条 無期労働契約講師に係る定年は満70歳とし、定年による退職の日は、満70歳に達した日以後における最初の3月31日とする。 2 前項の規定にかかわらず、70歳を超えて無期労働契約講師となった場合の退職の日は、無期労働契約講師となった日以降における最初の3月31日とする。 (準用) 第15条第12条から前条の規定については、講師（カウンセラー）、<u>講師</u>（コーディネーター）及び第8条に規定する附属学校の非常勤講師について準用する。	(無期労働契約後の手続等) 第13条 学長は、前条の規定に基づき無期労働契約へ転換した講師（以下「無期労働契約講師」という。）に対しての年度ごとの担当授業科目について、前条第3項の無期労働契約において合意した授業科目のうちから担当させるものとする。 2 学長は、前項の規定にかかわらず、前条第3項の無期労働契約において合意した担当できる授業科目以外の授業科目を担当させる必要がある場合は、当該無期労働契約講師と合意のうえ担当できる授業科目を変更又は追加することができるものとする。この場合、改めて労働条件通知書を交付するものとする。 3 学長は、規則第12条の規定にかかわらず、無期労働契約講師に対して、前条第3項及び前項において合意された担当できる授業科目以外に業務を命ずることはない。 (無期労働契約講師の定年) 第14条 無期労働契約講師に係る定年は満70歳とし、定年による退職の日は、満70歳に達した日以後における最初の3月31日とする。 2 前項の規定にかかわらず、70歳を超えて無期労働契約講師となった場合の退職の日は、無期労働契約講師となった日以降における最初の3月31日とする。 (準用) 第15条 第12条から前条の規定については、講師（カウンセラー）、<u>講師</u>（コーディネーター）及び第8条に規定する附属学校の非常勤講師について準用する。
--	---

(人事異動通知書) 第16条 非常勤講師の異動については、人事異動通知書を交付するものとし、国立大学法人琉球大学非常勤職員人事規程第7条の規定に準じて行うものとする。 (雑則) 第17条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、学長が別に定める。 附 則 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。 2 国立大学法人琉球大学非常勤講師実施要項（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人琉球大学非常勤講師の雇用に関する申合せ（平成16年4月1日制定）は、廃止する。 3 第7条第4項に規定する雇用の通算期間は、平成25年4月1日以降における最初の有期労働契約から適用する。 附 則（平成29年5月15日） この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則（令和2年3月13日） この規程は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月 日）</u> <u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u>	(人事異動通知書) 第16条 非常勤講師の異動については、人事異動通知書を交付するものとし、国立大学法人琉球大学非常勤職員人事規程第7条の規定に準じて行うものとする。 (雑則) 第17条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、学長が別に定める。 附 則 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。 2 国立大学法人琉球大学非常勤講師実施要項（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人琉球大学非常勤講師の雇用に関する申合せ（平成16年4月1日制定）は、廃止する。 3 第7条第4項に規定する雇用の通算期間は、平成25年4月1日以降における最初の有期労働契約から適用する。 附 則（平成29年5月15日） この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則（令和2年3月13日） この規程は、令和2年4月1日から施行する。
--	--

科学教育（STEAM 教育）研究センター（仮称）準備専門部会設置要項（案）

令和 3 年 月 日
制 定

（設置）

第 1 条 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則第 2 1 条に基づき、地域連携推進機構（以下「機構」という。）に科学教育（STEAM 教育）研究センター（仮称）準備専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（業務）

第 2 条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）次世代の科学技術人材育成に関する外部資金事業の運営・獲得に関すること。
- （2）沖縄県教育委員会等と連携した児童・生徒の研究活動への支援に関すること。
- （3）次世代の科学技術人材育成・教育を実践する恒常的な場である科学教育（STEAM 教育）研究センター（仮称）の設置へ向けた検討に関すること。
- （4）その他、地域連携推進機構長（以下、「機構長」という。）が指定した業務

（組織）

第 3 条 部会に、次に掲げる職員を置く。

- （1）部会長
- （2）機構の構成員のうちから機構長が指名する者
- （4）その他機構長が必要と認める者

（部会長）

第 4 条 部会長は、機構の構成員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、部会の業務を統括する。

（ミーティング）

第 6 条 部会の業務を円滑に進めるため、部会の職員が参加するミーティングを定期的
に開催する。

2 部会長は、ミーティングの議事概要を地域共創企画室長及び機構長に報告する。

（雑則）

第 7 条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、機構長が別に定める。

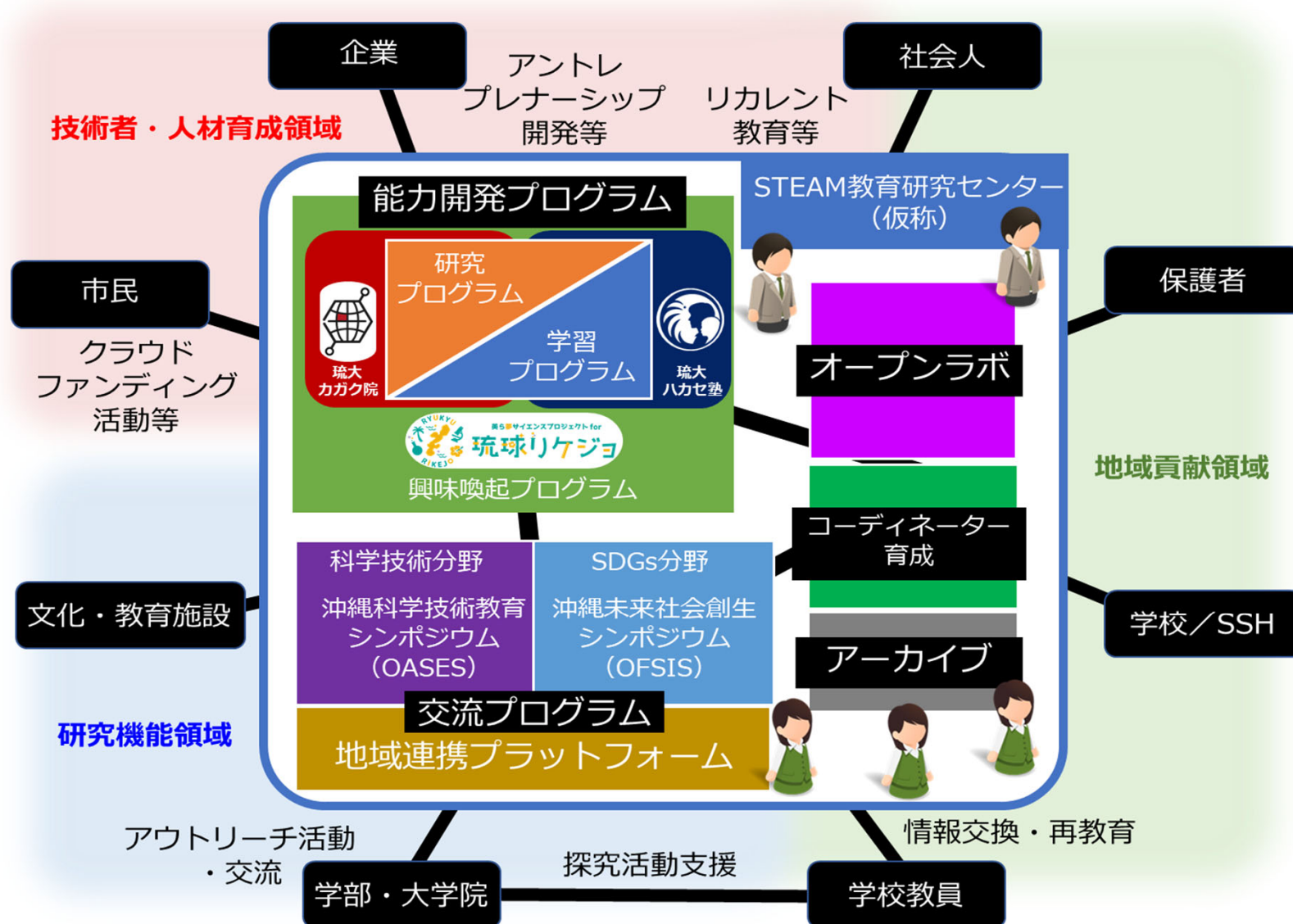
(改廃)

第8条 この要項の改廃は、地域連携推進機構運営会議の議を経て、機構長が行う。

附 則

この要項は、令和3年12月 日から実施する。

STEAM教育研究センター（仮称）のイメージ



産学官金・地域との協働で
「教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着」の拠点を創出

沖縄産学官協働人財育成円卓会議

「行動するシンクタンク」

地域連携推進機構

- ・機構長（理事）
- ・副機構長（地域・社会連携担当副学長）

沖縄21世紀ビジョンの実現に資する、
産学官金と協働した地域人財の設定、
人財輩出のために必要な連携体制&
支援に関するプラットフォーム

地域連携推進会議

（全学会議）

機構運営会議

（議長＝機構長）

地域連携推進協議会

（外部委員含む）

- 地域と大学を繋ぐ総合的なワンストップ
窓口（他の機構や学部等の組織への繋ぎ）
- 教育環境及び教育サービスの創出・提供・
定着（企画・実施、自走化までを総合調整）

地域共創企画室

※「白文字」は専門部会の例

職業教育訓練
（VET：ビジネス
スキルアップ）

リカレント教育
（専門職養成・高
度化、初級地域公
共政策士）

グローバル人材
教育（外国語運用
能力、海外インタ
ーシップ）

イノベーション
教育（デザイン・
シンキング、科学
教育、起業教育）

新しい生涯学習
教育（自治体向け
課題解決講座）

社会と大学の接
続教育（出口一体
型、地域志向教育）

小・中・高校生、大学生と社会人も含めた学びの機会拡充と教育プログラム開発・実践

開発実践専門部会

（複数設置）

バンクに登録している学内外の人材が、専門部会を
舞台に、地域の求める人財輩出のための仕組みづく
りへの参画、教育プログラムの開発・実践を担当

多様な大学資源 × 産学官金・地域が持つ資源

島嶼地域をカバーする教育拠点の構築

（琉大ブランドの確立）
地域貢献大学としての機能強化

7 学部
8 研究科
大学病院等

地域共創人材バンク（登録制）
＜本学教員、高等教育機関・産業界・自治体等の専門人材＞

他の高等教育機関
産業界
自治体
産業支援機関等

専門人材の参画

R3

10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題の共有	科学教育センター設置		Jr.Dr.育成塾 (JST) 申請	リケジョ (JST) 申請	
	Web pageの開設	Out of KidZania開催	GSC (JST) 申請	次年度 実施計画策定	

R4

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	地域共創の 場形成支援 プロジェクト (JST) 申請				

66 / 134

〔平成28年2月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、琉球大学(以下「本学」という。)が地域貢献大学として、持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し、自らが保有する教育研究の強みや特色を活かして、教育機関、地方公共団体、産業界及び金融機関等(以下「各種団体」という。)と連携を推進することによって、地域の振興や発展を担う人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携により、地域の振興や発展を担う人材育成のための全学的な活動に係る事業に関すること。
- (2) 国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織(以下「部局等」という。)が行う各種団体との連携に関する活動の支援及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 機構に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 専任教員

2 前項に規定する者のほか、次の各号に掲げるものを置くことができる。

- (1) 特命教員
- (2) 併任教員
- (3) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第5条 機構長は、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第6条 副機構長は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長は、機構長の職を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、特任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 専任教員の選考手続等については、国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき、機構長が担当の理事と調整の上、学長の承認を得て、別に定める。

(特任教員)

第8条 特任教員は、専任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 特任教員の選考手続等については、機構長が別に定める。

(併任教員)

第9条 併任教員は、専任教員及び特任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 併任教員は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 機構長は、前項の推薦に当たっては、当該教員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。

4 併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(地域共創企画室)

第10条 機構に、第3条に掲げる業務について、機構の職員が相互に連携して企画及び立案等を円滑に進めるため、地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。

(企画室の業務)

第11条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携による人材育成の企画及び立案、実施並びに管理
- (2) 各種団体との連携に必要な協議及び組織間の連絡調整
- (3) 本学における地域連携の推進に資する研究及び調査並びに広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条に掲げる業務の企画及び立案等

(企画室の構成員)

第12条 企画室に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 企画室長（以下「室長」という。）
- (2) 専任教員

(3) その他室長が必要と認める者

(室長)

第13条 室長は、本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 室長は、企画室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第14条 機構に、機構の運営に関する事項を審議するため、地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第15条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 機構の管理運営に関すること。

(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。

(3) 機構の事業計画に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、機構に関すること。

(運営会議の組織)

第16条 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 室長

(4) 専任教員

(5) 総合企画戦略部地域連携推進課長

(6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第17条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第18条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(地域連携推進会議)

第19条 地域連携の活動等に関する全学的な事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第20条 機構及び機構が行う活動等について、客観的な観点からの評価及び助言等に基づいた改善に資するため、地域連携推進協議会を置く。

- 2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第21条 機構に、教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため、必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第22条 機構に関する庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年度 地域協働萌芽プロジェクト 事業計画書

部局等：地域連携推進機構

取組名	「スタディケーションを組み合わせた 観光型リカレント教育プログラム」実証実験	所要額	調整中
取組の実施 概要・特色	本実証実験は、県外の情報通信関連企業を対象として、沖縄本島内のリゾートホテルに滞在して、オンラインにて独自の教育プログラムを提供する。		
取組の具体的内容	1. 実証実験概要 本実証実験は、県外の情報通信関連企業を対象として、沖縄本島内のリゾートホテルに滞在して、オンラインにて独自の教育プログラムを提供する。また、提供する教育プログラムは、琉球大学工学部と緊密に連携して、最先端のIT技術を網羅的に学べる講座を実施する。また、講義以外にティーチングアシスタントによるフォローアップも行う。 なお、実証実験実施後は、本実証実験に参加する研修生に対してアンケート調査を実施するほか、琉球大学、研修生派遣企業他、本実証実験に参加する関係者へのアンケート調査を実施し、本実証実験の本格的な事業実施に向けた課題整理、また、沖縄県を始めとする県内関係機関との意見交換を行う。 2. 実証実験内容 (1) 日時(予定)：令和4年1月中旬～下旬 (2) 日程：宿泊日数は、研修受講者に合わせて2泊3日～9泊10日を想定。なお、宿泊期間の選定は、研修生派遣企業が行う。 (3) 場所：沖縄本島内のリゾートホテルを想定。 なお、リゾートホテルの選定にあたっては、旅行会社より複数の候補施設を推薦し、研修生派遣企業が選定する。 (4) 参加者：本実証実験の参加者(研修生)は、県外情報通信関連企業からの派遣を想定。なお、研修生派遣企業は、1～2社程度、また、参加者は、10名～20名程度を想定。 3. プログラム内容 (1) プログラム概要：研究からビジネスに活かせる最新の情報科学技術を学ぶ講座 (2) プログラム内容：第1回オリエンテーション、第2～3回情報工学分野と歴史、第4～5回xR、メタヴァースとインターフェース、第6～8回AI、機械学習と深層学習、第9～10回Blockchain、活用事例、第11回テスト、第12回統計学、第13回調査と検定演習、第14回プレゼン、第15回レポートとまとめ 4. 実施方法 (1) 役割分担 ○本実証実験の実施主体は、一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄(ESLO)が担当し、事業実施に向けた関係機関との調整、各種経費支払、ティーチングアシスタント(TA)の雇用、実証実験後のアンケート調査等を行う。※追加で株式会社りゅうぎん総合研究所が参加予定。 ○講義実施は、工学部が担当。 (2) 講義の実施方法 ○講義の担当講師は、工学部玉城絵美教授、岡崎威生教授。 ○講義は、事前収録を行い、地域連携推進機構公式YouTubeチャンネルによる研修生限定配信により実施する。なお、講義の受講は、研修生が自由な時間で受講できる環境を整備する。 ○講師による講義のほか、ティーチングアシスタントによる研修生のフォローアップを行う。		

	実施体制 追加で株式会社 社りゅうぎん 総合研究所が 参加予定						
取組の効果 (地域課題解決 ・教育効果)	琉球大学のミッションの一つであるリカレント教育を積極的に推進することで、産業人材を育成し、産業界の発展に貢献するとともに、ひいては、地域経済の発展に寄与する。 また、リカレント教育の実施にあたっては、民間企業と緊密に連携を図ることで、事業採算性を確立し、琉球大学の新たな外部資金獲得に寄与する。						
実施担当者 (代表者に※ を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)	担 当 分 担				
	富原 加奈子 ※牛窪 潔 竹村 明洋 岡崎 威生 玉城 絵美 名幸 穂積	理事 地域連携推進機構長 副機構長 工学部教授 工学部教授 (ESLO)	プレストメンバー プレストメンバー プレストメンバー プレストメンバー、講座担当 プレストメンバー、講座担当 プレストメンバー、事業コーディネート (派遣企業、旅行会社との調整等)				
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳	備 考			
	委託費	300	一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄 (ESLO)への事業コーディネート等の委託費				
	調整中		株式会社りゅうぎん総合研究所への事業コーディネート等の委託費				
	消耗品	50	講義記録用SDカード、その他文具等				
スケジュール	作業項目／担当・月	担当	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	提案書作成	ESLO	←→				
	大学との調整 ・提案書説明 ・実施協力依頼 ・講師、TA派遣依頼 ・TA期間雇用	ESLO 地域連携 推進機構	←→				
	研修生派遣企業との調整 ・案内チラシ作成 ・日程調整及び日程確定 ・研修のしおり作成、配布 ・研修経費請求、入金等	ESLO	←→				
	旅行会社との調整 ・研修プラン調整、決定 ・研修対応 ・旅行代金支払	ESLO	←→				
	講義実施 ・シラバス、カリキュラム作成 ・講義収録 ・講義配信、フォローアップ	工学部 地域連携 推進機構	←→				
	フォローアップ ・アンケート作成、実施 ・実証実験課題整理 ・事業本格化に向けた事業 計画作成 ・県等関係機関への提案 ・プレスリリース	ESLO 地域連携 推進機構			←→		

学内戦略第103号
令和3年12月14日

各 理 事 殿

副理事（評価・IR担当）

越 野 泰 成
（公印省略）

第3期中期目標期間に係る「中期目標の達成状況報告書」の
作成について（依頼）

国立大学法人等は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっております（国立大学法人法第31条の2第1項）。

ついては、第3期中期目標期間（2016（平成28）年度～2021（令和3）年度）では、4年目終了時及び中期目標期間終了時に中期目標の達成状況についての報告書の提出が求められています。各理事においては、下記のとおり「中期目標の達成状況報告書」を作成いただき、提出願います。

追って、「令和3事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」については、作成要領等が示され次第、依頼いたします。

記

1. 達成状況報告書の作成方法及び提出期限：

別紙1及び参考資料1をご参照の上、令和4年1月21日（金）までにご提出ください。

2. 提出先及び提出方法：経営戦略課評価・IR係宛てメールで提出願います。

【本件に関する照会先】

総合企画戦略部経営戦略課評価・IR係

喜舎場・菊澤・玉城

内 線：8109

E-mail：kshyouka@acs.u-ryukyu.ac.jp

【別紙1】達成状況報告書の記載イメージ

Ⅱ. 4年目終了時評価結果からの顕著な変化

1 教育に関する目標

中期目標（大項目）の略称（詳しくは、実績報告書作成要領 11 頁を参照）を記載してください。

(1) 1-1 教育の内容及び教育の成果等に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 1-1-1	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。
--------------	--------------------------

小項目の下に定められている中期計画の「実施状況」を踏まえ、当該小項目の達成状況が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、特記事項を記述してください。
(顕著な変化に該当しない中期目標・中期計画については記載不要です。)

中期目標（小項目）の内容を転記してください。

→中期目標を転記し、文頭に [] で中期目標番号を記載しています。

《特記事項》

○優れた点

①	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。(中期計画1-1-1-1)
②	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~

「優れた点」、「特色ある点」については、小項目に照らして想定よりも進展があった場合は、中期計画ごとの「2020、2021年度における実績」における実施状況の中から実績報告書作成要領 6 頁の考え方を参考にして記述してください。

末尾に中期計画番号を明記してください。

1つの中期目標（小項目）に対して複数の特記事項がある場合に、番号を追加して記述することができます。なお、特記事項と中期計画は必ずしも1対1対応ではなく、4年目終了時評価と同様に、複数の中期計画に関連した特記事項が記述されるケースも想定しています。

○特色ある点

①	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。(中期計画1-1-1-5)
---	---------------------------------------

中期計画に関係しない、新型コロナウイルス感染症における対応（例：オンライン授業の活用による学習機会の確保、学生に対する経済的な援助）については、「優れた点」、「特色ある点」に記載してください。

○達成できなかった点

①	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~。(中期計画1-1-1-3)
---	---------------------------------------

中期計画における定量的な指標が達成できなかった場合は、4年目終了時評価結果を変えうる可能性があることから、顕著な変化があったとして、「達成できなかった点」に達成できなかった内容、理由を簡潔に記述していただく必要があります。
(併せて当該中期計画の「2020、2021年度における実績」欄に具体的な内容や理由等を記述してください。)

中期計画を転記し、文頭に【】で中期計画番号を記載しています。

「Ⅰ 法人の特徴」に記述した以下の計画については、それぞれ対応する記号を付けてください。

- ・★：「個性の伸長に向けた取組」と関連を有する中期計画
- ・◆：「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に係る取組
- ・変更（又は新設）：「4年目終了時評価から変更（又は新設）のあった目標・計画」に係る取組

教育

《中期計画》

中期計画 1-1-1-1	◆ 変更	~~~~~。~~~~~。		
中期目標期間終了時 自己判定	【3】中期計画を実施し、 優れた実績を上げている	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施して いる	

中期計画の内容を転記してください。

リストから選択してください。

4年目終了時評価結果を
リストから選択してください。

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) ~~~~~ ~~~~~	~~~~~。(別添資料~~~~~)
4年目終了時評価における達成状況報告書 より転記してください。	別添の資料・データがある場合は、当該資料 の番号を記載してください。
該当なし	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~
左記の「実施予定」に対し、4年目終了時評価結果を変えうる ような顕著な変化があったと判断した場合のみ、具体的な「実 施状況」を記述してください。 →計画通りに実施した取組については、 「計画通り実施した。」と記述してください。	

→評価結果を転記しています。

4年目終了時評価の際の達成状況報告書に記載していなかった内容であっても、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合、中期計画の内容に即していれば、記述することは可能です。
この場合、「実施予定」欄は「該当なし」と記載し、「実施状況」欄に顕著な変化に当たる実績を記述してください。

中期計画 1-1-1-3	★	~~~~~		
中期目標期間終了時 自己判定	【1】中期計画を十分に実 施しているとはいえない	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施して いる	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) ~~~~~ ~~~~~	~~~~~。(別添資料~~~~~)
(B) ~~~~~ ~~~~~	~~~~~

中期計画における定量的な指標が達成できなかった場合、特記事項の「達成できなかった点」に達成できなかった内容、理由を簡潔に記述していただくとともに、当該中期計画の「2020、2021年度における実績」欄に具体的な内容や理由等を記述してください。
その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画が達成できなかった場合においては、併せて代替措置等も記述してください。

中期目標の達成状況報告書 (第3期中期目標期間終了時)

2022年6月

琉球大学

目 次

I. 法人の特徴	○
II. 4年目終了時評価結果からの顕著な変化	○
1 教育に関する目標	○
2 研究に関する目標	○
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した 教育・研究に関する目標	○
4 その他の目標	○
III. 「改善を要する点」の改善状況	○

※本報告書は、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化を記載したものである。

I. 法人の特徴

大学の基本的な目標（中期目標前文）

1. 琉球大学の目指すところ－Vision－

本学は、“Land Grant University”の理念のもと、地域との共生・協働によって、「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を目指すとともに、本学の強みを発揮し、新しい学術領域である Tropical Marine, Medical, and Island Sciences（TIMES：熱帯島嶼・海洋・医学研究）の国際的な拠点として「アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学」を目指す。

2. 長期ビジョンの実現に向けて－Mission－

本学は、草創期からの理念を生かし、沖縄や日本、世界に貢献できる教育研究拠点を形成する。

- ① 新たな「地（知）の拠点」として、沖縄や日本、世界に貢献できる人材を育成し輩出する。
- ② 「知の津梁（架け橋）」として、Tropical Marine, Medical, and Island Sciences の一大拠点となり、その成果を沖縄や日本、世界に還元し、平和的な多文化共生社会の実現に貢献する。

3. 第3期中期目標・中期計画の方針－Action－

本学は、第3期中期目標期間において、地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にシなやかに対応できるイノベティブな大学としての歩みを加速する。

- ① 異なるものとの協働により、創造活動を生み出し続けるキャンパスを創出する。
- ② 「創造的な発想力」と、地域や地球規模での新たな課題に対して「果敢に挑戦する力」を持った人材を育成する。
- ③ 産学官連携と国際連携による組織的な連携を通じて多様な力を結集し、大学資源を有効に活用して、教育研究力をグローバルに展開する。

4. 地域社会・国際社会への貢献－Outcome－

【教育を通じた貢献】

国際的に通用する教育の質および学位の質を確保しつつ、諸学を往還する幅広い教養を基礎とし、高度な専門知識と課題探究能力を糧に世界で活躍・貢献できる人材を育成する。

【研究を通じた貢献】

地域社会の持続的発展に必要な基礎的・基盤的研究を推進しつつ、地域特性を踏まえた研究に基づく独創的な研究成果と新たな価値の創出、地域社会の発展に資する異分野融合や学際的な研究の推進を通じて、アジア・太平洋地域における中核的な学術研究拠点の形成を目指す。

【社会・国際連携を通じた貢献】

「ウチナーンチュ・ネットワーク」をはじめとするグローバル・ネットワークを活用し、産業界、行政機関ならびに国内外の大学・研究機関との連携を強化して、地域の活性化および国際化に貢献する。

【大学ガバナンス】

社会のニーズに対応するため、組織編成や財政基盤の強化、教育研究力の向上に資する取組を戦略的・機動的に展開し、自己点検・評価と外部評価を反映した大学運営を行う。

1. 沿革 ～特異な設立経緯と開学、国立移管～

本学は、地域の人々や海外在住の沖縄県系の人々の熱望により、戦後間もない昭和 25 年 5 月 22 日、首里城跡地に開学した。建学の精神は「自由平等、寛容平和」であり、これはエイブラハム・リンカーン（米国合衆国第 16 代大統領）の理念を反映するとともに、沖縄の歴史と文化に根ざしたものである。開学以来、亜熱帯に位置する島嶼県の沖縄にあって、地域の持つ固有の生態系と特色ある伝統文化、多くの国々との交流の歴史による多文化共生社会等の“豊かな地域特性”に立脚した教育研究を推進し、戦後復興を担う人材を多数輩出するとともに、『Land Grant University』の理念に則って、大学教職員による教育研究成果の組織的な社会還元にも尽力してきた。

本学は、昭和 47 年 5 月 15 日の本土復帰により、琉球政府立の大学から国立に移管され、沖縄県唯一の国立総合大学となった。以後、総合大学に相応しい教育研究組織の拡充・整備を行いつつ、沖縄のみならずアジア・太平洋地域までを射程に捉え、島嶼・海洋環境科学研究、健康長寿科学研究、琉球・沖縄文化研究などの地域特性を活かした研究を推進し、深い学識と豊かな人間性を基盤に地域及び国際社会で活躍できる人材の育成に一貫して取り組み、地域社会はもとより、我が国の学術や社会・文化の発展に大きく貢献している。

2. 国立大学法人 ～教育改革、研究力向上、連携力強化、地域・社会貢献の拡大～

国立大学法人となった本学は、第 1 期中期目標期間（平成 16～21 年度）において、法曹養成分野、高度医療・地域医療分野、保健学分野、観光産業分野、農学分野等の教育研究組織の改編に取り組み、法科大学院の設置、医学研究科修士課程の設置、保健学研究科博士課程の設置、観光産業科学部及び観光科学研究科の設置、農学部改組を行って、地域ニーズに応え、かつ知識基盤社会に相応しい教育研究組織の基盤整備を推進した。

さらに、第 2 期中期目標期間（平成 22～27 年度）においては、本学の特色・強みづくりの活動を促進する観点から教育研究組織を見直し、グローバル化と地域創生・振興を担う高度専門人材の育成、島嶼、海洋、熱帯・亜熱帯、健康長寿の 4 つの分野に関する研究力の向上を目指して、農学分野（農学研究科改組）、高度医療・地域医療分野（医学研究科改組）、教員養成分野（教職大学院設置）における教育研究組織の改編を進めた。

特に、平成 25 年度からの国立大学改革加速期間においては、大学経営を戦略的な観点から強化するため、学内教育研究施設を大幅に見直し、教育、研究及び地域連携に関する重点施策の牽引役となる 3 つの機構を設置し、大学活動の成果の覚えによる地域・社会貢献の拡大を目指して、各々の機能強化策を定めて、これを推進した。加えて、地域の自治体及び企業等との連携体制の構築と協働による施策の展開を通じた地域の各界との信頼構築、アジア・太平洋地域への留学や国内外の大学等との研究連携、人的ネットワークを拡充し、第 3 期中期目標期間における本学のグローバル化と多様な協働活動の展開に資する基本的な枠組みを整えた。

[個性の伸長に向けた取組（★）]

○学生本位の教育への転換

学生が自身の将来像をイメージしながら学べるよう、本学独自の URGCC（琉大グローバルシティズン・カリキュラム）に基づく、マトリクス表やカリキュラム・マップを作成し、教育の内部質保証及び学修成果の可視化を推進する。

また、グローバルな視点と経験を持って社会で活躍する人材の育成に向けて、本学の特徴である島嶼型のグローバル教育（COIL）の拡充や台北サテライトオフィスなどの活用を進めるとともに、主体的な学びへの動機づけとなる学外学修の機会を拡大し、外部資源を活用した COC・COC+事業で、地域を知り協働する地域志向教育も並行して行う。（関連する中期計画 1-1-1-1、1-1-1-2、1-1-1-3、1-1-1-6、1-2-1-4、4-1-1-2）

○大学資源と外部資源を連携させた組織的機能の強化

本学の強み・特色である熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域に根ざした研究及び地域社会からの強い要請に基づく課題解決型研究の研究成果の社会還元のために、異分野・異業種間の交流を促進する仕組みを整備し、本学の特色ある研究シーズと社会的ニーズとを結びつける組織的機能を強化する。(関連する中期計画 2-1-1-2、2-1-1-3、4-1-2-3)

○学び続けるためのシームレスな教育環境の提供を拡充

次世代人材を育成するために初等中等教育との連携を積極的に行い、高大接続も視野に入れた取組を積極的に行う。

また、離島を含めた地域全体に学習機会の場を提供するため、サテライトキャンパスなどの学習環境を整備してリカレント教育を推進するとともに、自治体や企業等のニーズに応えた地域志向の人材育成を進める。(関連する中期計画 3-1-1-1、3-1-1-2、4-1-2-3)

[戦略性が高く意欲的な目標・計画(◆)]

○本学がこれまで交流を深めてきた太平洋島嶼地域における大学(パラオ地域短期大学、ミクロネシア連邦短期大学等)との間に、「太平洋島嶼地域枠(特別編入学)」を新たに設け、当該地域のコミュニティ・カレッジ卒業者に「学士」を修得させる教育連携の仕組み及び体制を構築し、太平洋島嶼地域の人材育成機能の一翼を担う。これを基盤に、本学における国際通用性のある体系的な学士教育プログラムを確立する。(関連する中期計画 4-1-1-1)

○戦略的に大学資源を再配分し、研究資源を持つ学外機関とも連携した研究推進システムを構築する。このシステムにより、熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域に根ざした特色ある研究、及び地域社会からの強い要請に基づく課題解決型研究について、複数の戦略的研究プロジェクトを編成して取り組み、地域資源を活用した地域イノベーションを支える学術基盤と研究開発力を強化する。(関連する中期計画 2-1-1-2、2-2-1-1)

○島嶼地域における地域創生と地域イノベーションに向けて、地域社会を支える人材及び地域産業の振興を担う人材の高度化のため、琉球大学に設置する地域連携推進機構が中核となり、大学の教育研究資源と産官民が持つ多様な資源を活用して、地域の声を十分に汲み取りながら、産学官民協働による実践型の教育システムを構築する。(関連する中期計画 3-1-1-2、3-1-1-3)

○島嶼県における地域医療の「最後の砦」として、沖縄県地域医療構想における高度急性期医療を担い、地域完結型医療の中核としての役割を果たす。さらに、亜熱帯島嶼の地理的特性を活かした疾患ゲノム等の研究から環境と疾患の関係等を明らかにするとともに、国際感染症、創薬及び再生・移植医療研究等の拠点化を行い、国際医療拠点形成に向けた臨床研究機能を強化する。(関連する中期計画 2-1-1-2)

Ⅱ. 4年目終了時評価結果からの顕著な変化

1 教育に関する目標

(1) 1-1 教育の内容及び教育の成果等に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 1-1-1	[1] 21世紀型市民として、幅広い知識や高度の専門知識、応用能力、課題解決能力等の獲得を通して普遍的価値を身につけ、地域社会及び国際社会で活躍し、その発展に貢献できる人材を育成する。
--------------	--

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 1-1-1-1	★	【1】グローバルな視点と経験を持って社会で活躍する人材の育成に向けて、多様な学事暦を平成29年度から導入・順次拡大し、留学やインターンシップ等の主体的な学びへの動機づけとなる学外学修の機会を拡大するとともに、留学生を含めた多様な学習環境を提供する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 学外学修機会の拡充に向けたクォーター科目の導入・順次拡大 各学部の学外学修活動の参加学生の実態を調査し、クォーター科目等の拡充について検討を進める。学生のキャリア形成の一端を担うインターンシップや海外留学・研修への経済的支援等といった取組を継続して行う。	
(B) 留学生を含めた多様な学習環境の提供拡大 グローバル津梁プログラム副専攻等の、本学の特色ある国際教育プログラムの取組を行うことで、留学生を含めた多様な学習環境を提供する。	
(C) グローバルな視点と経験を持って社会で活躍する人材の育成 学外学修の機会を拡大する取組等の成果を、学生調査において測定する。また、グローバル社会で活躍する社会人に必要とされる能力について企業調査を行い、学修成果（目標）の可視化を行う。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-2	★	【2】学士課程では、学生の学修成果の向上のため、学士教育プログラムにおける成績評価システムを検証し、学生の学問的な興味・関心や成績状況に適した科目履修選択が行えるよう、年次指導教員による履修指導を徹底するとともに、履修科目取り消し（ウィズドロウ）制度を平成29年度から導入する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 履修中止（ウィズドロウ）制度の導入と効果の検証 当制度の導入と効果の検証を継続して行い、学生の適切な科目履修選択及びGPA制度を活用した成績を重視した学習活動を支援する。	
(B) 学修成果の向上のための成績評価システムの改善 学生の学修成果の向上のため、これまでに整備した教育改善の組織的な体制を基に、各学士教育プログラムの個性・特色が反映された体系的な教育実践の成果に関する情報を的確に把握し、点検・評価を継続する。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-3	★	【3】学士課程では、大学での主体的かつ協働的な学びへの転換とその定着を図るため、アクティブ・ラーニングによる初年次教育科目を必修化する。また、eラーニング及び遠隔授業システム等を活用して、学部間連携、産学官連携及び国内外の大学間連携に基づく協働教育を拡充する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) アクティブ・ラーニングによる初年次教育科目の必修化 学生調査を通じて、ALを課す授業における学修成果について検証し、必要に応じてFD研修等の取組を実施する。	
(B) eラーニング及び遠隔授業システムを活用した組織間連携に基づく協働教育の拡充 太平洋島嶼地域を連携校としたCOIL型教育を始め、eラーニング及び遠隔授業システム等を活用して、様々な組織と連携した協働教育を実践する。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-4		【4】学士課程の共通教育科目において、地域社会に関する知識を深めつつ考える能力を高め、社会貢献意識を学生に身につけさせるため、地域の特徴や課題を学ぶ科目として地域創生科目を開設する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 地域貢献人材の育成に向けた地域創生副専攻の開設と科目の見直し 「琉球大学における地域志向教育及びキャリア教育に対する基本方針」を踏まえつつ、地域創生副専攻を継続して開設し、地域社会に関する知識を深めつつ考える能力を高め、社会貢献意識を学生に身につけさせる取組を推進する。また、学生調査を通じて、地域創生副専攻の効果を検証し、その検証結果に基づき必要に応じてカリキュラムの改善を実施する。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-5		【5】地域における教員養成拠点となるため、附属学校や地域の学校等との関係をより緊密にし、教科及び教職に関する科目を有機的に結びつけた体系的な教職課程を編成して、学生の自律的・実践的な能力を育成し、沖縄県における小学校教員採用者の占有率を40%とする。また、質の高い学校教員の養成に資するよう、本学における教員養成のための全学的な仕組を構築する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 地域と連携した自律的・実践的な能力の開発 これまでに構築した附属学校や地域の学校等との連携体制を基盤に、教職センターを中核とした履修モデルの改善等により沖縄県における小学校教員採用者の占有率の向上を目指す。	
(B) 質の高い学校教員の養成に向けた教員養成のための全学的な仕組の構築 教職センターが中心となり、これまで教職科目で学んだ知識や技能の振り返り、次年度の教職上の目標の設定を行うための機会を集中講義的に設け、教職を目指す学生が各年度に必修として履修することで、教員養成を目的とする学部以外の学生も含めた教職課程における全学的な質の維持・向上を目指す。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-6	★	【6】大学院課程においてグローバルな視点から地域創生を担う人材を育成するため、産学官等との協働に基づいて、地域の政策や産業、医療、学校教育等における課題の解決に資する取組や研究を活用した実践的な高度専門教育プログラム（5件以上）を実施する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) グローカル人材育成に向けた高度専門教育プログラムの推進 これまでに認定・開設した高度専門教育プログラムの取組・成果をアンケート調査等により検証し、必要に応じてプログラムの見直しを行い、プログラム修了者を輩出する。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-7	【7】大学院教育の質保証を図るため、琉大版質保証システム（URGCC）に基づいて大学院版を開発して平成29年度から導入し、学部入学から大学院修了までの共通の教育目標を軸とした一貫した教育を行う。また、高い倫理観と広い視野をもった高度専門職業人を養成するため、研究倫理等に関する全学共通コア科目を新設する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
（A）大学院版質保証システム「URGCC-Advanced」の構築と推進 URGCC-Advancedマトリクスの継続的な点検や、授業科目レベル（シラバスや成績評価等）の学修成果の把握・可視化に基づく教育改善を全学大学院教育プログラム委員会で組織的に実施し、大学院における教育の質保証を推進する。	
（B）高い倫理観と広い視野を持った高度専門職業人の養成に向けた取組 各研究科で「琉球大学大学院生に対する研究倫理教育に関する基本方針」に基づく倫理教育を継続して実施するとともに、研究科横断型の授業科目を開設する制度を構築し、開設・実施する。	

《中期計画》

中期計画 1-1-1-8	【8】専門職学位課程（法曹）では、法曹養成のための高等専門教育の継続的な質的改善を行うとともに、地域特性に根ざしつつ国際的視野を有するグローバルな法曹を輩出する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
（A）法曹養成のための高等専門教育の継続的な質的改善 履修カルテを活用し、沖縄弁護士会との連携を深めながら、未修者教育をさらに充実させるなど法曹養成のための高等専門教育の継続的な質的改善を行うとともに、平成31年度入学者から適用した新カリキュラムを着実に実施する。	
（B）地域特性に根ざしつつ国際的視野を有するグローバルな法曹の育成 ハワイ大学や台湾・静宜大学との連携を活用しつつ、特に台湾における短期間の学生派遣プログラムの開設に向けた準備活動を行うとともに、クリニック・エクスターンシップといった臨床科目の実施を通じて沖縄県内の自治体に学生を派遣することにより、グローバルな法曹の養成の取り組みの充実を図る。	
（C）地域で活躍するグローバルな法曹の輩出 地元定着を志向する県内出身者の合格者が増えていること、提携先の金融機関の支援を受	

けた合格者が増えていることを踏まえて、在学中から提携先の金融機関で研修を受けられるような科目の編成、提携先金融機関でのエクスターンシップの強化やこれを円滑に実施するために沖縄企業法務等の科目にエクスターンシップの準備のための内容を盛り込む。	
---	--

《中期計画》

中期計画 1-1-1-9	【9】専門職学位課程（教職）では、より実践的な指導力・展開力を持つ新しい学校づくりの有力な一員となる新人教員や指導理論と優れた実践力・応用力を備えたチームリーダーを養成するため、実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業を通じて理論と実践を架橋した教育を拡充することにより、修了者の教員就職率80%を確保し、地域の学校教育力の向上に貢献する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
（A）理論と実践を架橋した教育の拡充に向けた質的改善 設置計画履行状況等調査期間が終了する令和3年度から大幅な教育改善の実施を予定しているが、学習指導に関する科目群については、令和2年度から10教科20科目を新設するなど、先行して改善策を実施している。また、今後さらなる体制整備や施策の立案に向けた検討を行う予定である。	

《中期計画》

中期計画 1-2-1-1		【10】教育プログラムの点検と改善を確実なものとするため、グローバル教育支援機構が中核となり、IR推進室と協働して入学から卒業・就職までの学生データに基づいて、プログラム間の相互評価と教育改善を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 学生データを活用した学修成果の可視化と教育改善の推進 令和2年1月22日に公表された「教学マネジメント指針」を参考に、他大学の情報等を踏まえつつ、教学IR体制の強化を行うとともに、継続した教育改善に取り組んでいく。	

(1) 1-2 教育の実施体制等に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 1-2-1	[2] 学生に広く知識を修得させ、基礎的教養と専門性を連結した応用能力を身につけさせる総合的な実施体制に基づいて、多様な教育資源を活用した大学教育を展開する。
--------------	---

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 1-2-1-2		【11】教育内容及び方法等の改善に向けて、アクティブ・ラーニング、琉大版質保証システム（URGCC）、教材開発等を含む体系的な教職員研修プログラムを開発し、平成28年度から全学的に実施する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 体系的な教職員研修プログラムの開発と推進 授業改善・教育改革・キャリア支援等の体系的な教職員研修プログラムを策定・実施する。また、その検証結果に基づき必要な改善を行う。	

《中期計画》

中期計画 1-2-1-3		【12】教育学部において、実践的な指導力の育成・強化に向けて、学校現場で指導経験のある教員を30%確保する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 学校現場で指導経験のある教員の確保に向けた取組 沖縄県との人事交流や教員公募における対応策を引き続き実施し、学校現場で指導経験のある教員を継続して 30%確保する。	
(B) 実践的指導力の育成に向けたアドバイザリースタッフ派遣事業の推進 附属学校や公立学校との連携体制の強化やアドバイザリースタッフ派遣事業を着実に実施し、教員の実践的指導力の育成・強化の取組を推進する。	

《中期計画》

中期計画 1-2-1-4	★	【13】国際的な視野から専門的な知識・能力を涵養するため、国内外の協定大学等との学生交流及び国際的教育プログラムによる教育連携を拡大する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 国内外の協定大学等との学生交流の拡大に向けた支援の強化 国際戦略本部基本方針に基づき、海外大学との積極的な交流の推進や、留学生に対する支援を着実に実施し、学生交流及び国際的教育プログラムの実施に向けた体制を強化する。	
(B) グローバル・コモンズ津梁等における学生交流の活性化の取組 グローバル・コモンズ津梁において、日本人学生と外国人留学生との協働学習を実施し、国際的な視野から専門的な知識・能力を涵養する取り組みを推進する。	
(C) グローバル教育プログラムの拡充に向けた取組 グローバル津梁プログラム副専攻、太平洋島嶼地域からの留学生受入、世界展開力強化事業等を通じた COIL 型教育の実施等の本学の特色ある取り組みを実施し、グローバル教育プログラムを拡充する。	

(1) 1-3 学生支援に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 1-3-1	[3] 学生の安心・安全に配慮し、学修、生活、就職に係る多様できめ細やかな支援を展開する。
--------------	---

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 1-3-1-1	【14】学生の学修環境や課外活動等の改善に資するために、メンタルヘルスやハラスメントにきめ細かく対応できる組織・制度の整備及び運用改善を行うとともに、障がいのある学生に対する合理的な配慮等の支援を強化する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) メンタルヘルスにきめ細かく対応できる組織・制度の整備及び運用改善 学生相談室の体制の充実や、学生サポートに関する情報発信機能の強化を着実に実施し、学修環境の充実やピアカウンセラーの育成等の取り組みを推進する。	
(B) ハラスメントにきめ細かく対応できる組織・制度の整備及び運用改善 ハラスメント相談支援センターの体制を強化し、ハラスメントに対する合理的な配慮に向けた運用改善を推進する。	
(C) 障がいのある学生に対する合理的な配慮に向けた運用改善 障がい学生支援室の体制を強化するとともに、教職員向けFDやアクセシビリティリーターの育成等を充実させ、障がいのある学生に対する合理的な配慮に向けた運用改善を推進する。	

《中期計画》

中期計画 1-3-1-2		【15】 学生が持続的な自己開発力を自ら発揮するとともに、国際的な視野で地域に根ざして活躍できるよう、指導教員制度の運用改善や体系的なキャリア支援システムを通じて、入学から進路決定まで学修、生活、就職支援の取組を強化する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】 中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 指導教員制度の運用改善 指導教員制度の実施状況を確認し、必要に応じて運用改善を行う。	
(B) 体系的なキャリア支援システムを通じたキャリア支援 全学部ヒアリングし、「キャリア教育・支援体系整備」を確定し、実施する。また、「うりずん+（プラス）」事業について、沖縄県における唯一の総合大学として、さらに先導的に事業の運営を図る。県内他大学とは従来どおり連携を図るとともに、本学においては、各学部等との部局間連携を推進することで、本学における主要なキャリア教育事業として実施する。	

《中期計画》

中期計画 1-3-1-3	【16】自己収入増による授業料免除枠を拡大するとともに、寄附金により、学生の修学環境を支援することを目的に設置された琉球大学学生援護会等を活用して、給付型支援事業等を大学院生にも拡充する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 自己収入増などによる授業料免除枠の拡大 既卒生からの証明書発行に係る手数料の徴収を継続して実施することで授業料免除枠を拡大するとともに、令和2年度から開始する修学支援新制度による支援を円滑かつ着実に実施することで、学生の経済的支援を充実する。	
(B) 給付型支援事業の大学院生への拡充 学部学生や大学院生に対する琉球大学修学支援基金等を活用した学資金給付事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響による困窮学生への支援を含め、随時、必要な方策を検討・実施し、学生の修学環境支援策を推進する。	
(C) 特別な事情を有した学生（被災学生等）への支援 特別な事情を有した学生（被災学生や新型コロナウイルスによる困窮学生等）へ、授業料免除のみならず、奨学金の給付等の様々な経済的支援策を実施することで、学生の修学環境支援策を推し進める。	

(1) 1-4 学生支援に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 1-4-1	[4] 学長のリーダーシップのもと、大学卒業後のキャリア形成を視野に入れた高大接続システム改革の実現に資する、多面的・総合的な入学者選抜方法に転換する。
--------------	--

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 1-4-1-1		【17】多様な背景を持った学生を適切に選抜するための入学者選抜方法の開発、推進及び入学後の学修支援に向け、専門的人材の配置などによるアドミッション・オフィス機能の体制整備・強化を行い、高等学校教育及び大学教育と連動した一体的な入学者選抜改革を進める。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) アドミッション・オフィス機能の体制整備・強化 入学者選抜改革等に伴う本学の入学者選抜に係る体制の見直しや選抜基準等の関連規程の改正を行う。また、入学者選抜における個別学力検査の問題作成・採点等の在り方については、年度内に全学的な体制整備を目指し、令和7（2025）年度入試における個別学力検査の在り方については、新学習指導要領に対応した作問・評価方法について、令和3（2021）年度の検討開始を目指す。	
(B) 高大連携・高大接続事業及び入学者選抜改革の推進 沖縄県高等学校PTA連合会と県内9大学で構成する大学コンソーシアム沖縄との連携による県内大学合同の入試説明会を、新たに本学が先導して実施する。また、県内高校生の大学進学率向上に向けた施策を継続して検討し、大学進学支援事業の充実を図る。さらに、県内外の入試広報イベントの実施方法について、新型コロナウイルス感染症対策としてWebを介したオープンキャンパス、進学相談会を実施する。	

《中期計画》

中期計画 1-4-1-2	【18】 本学の理念・目的を踏まえ、学力の3要素を適切に評価するためのアドミッション・ポリシーをディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動させて明確化し、そのアドミッション・ポリシーに基づく多面的・総合的評価による入学者選抜方法を開発し、平成33年度入試から全学部での導入を目指す。導入当初は募集人員の20%を目標とする。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】 中期計画を実施している

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 学力の3要素を適切に評価するための3つのポリシーの明確化 各選抜に係る評価方法及び学力の3要素の対応関係表を点検して充実させ、求める学生像で示された資質・能力との対応関係表を作成する。また、これまでの取組の検証を通じて得られた成果や課題をもとに、高等学校教育及び大学教育と連動した一体的な入学者選抜改革を進める。	
(B) 明確なアドミッション・ポリシーに基づく多面的・総合的評価による入学者選抜方法の開発と全学部導入 令和4年度入試（令和3年度実施）から全学部で多面的・総合的評価入試を導入し、引き続き全募集人員の20%を確保する。また、高大接続改革に伴い、令和3年度入試から様式が変更となった調査書について、学内及び高大接続改革推進ワーキンググループ等において活用方法を検討する。	

2 研究に関する目標

(2) 2-1 研究水準及び研究の成果等に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 2-1-1	[5] 総合大学としての資源を活かし、多様な基盤的学問分野の活性化を図るとともに、本学の強みとなる熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域特性に根ざした特色ある分野の研究を推進する。アジア・太平洋地域を視野に入れた地域課題の解決や新たな社会的価値の創造に向け、学術ならびに地域にイノベーションをもたらすインパクトのある研究を推進し、研究成果を社会に還元する。
--------------	---

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 2-1-1-1		【19】多様な基盤的学問分野の研究を活性化するために、研究支援の専門人材であるURA（リサーチ・アドミニストレーター）等の活用により、科研費等の外部資金の獲得力を強化する。特に、各種競争的研究費の情報収集及び分析を行い、それに基づいて獲得に向けた説明会やワークショップ等を積極的に開催する。さらに、科研費申請アドバイザー教員（40名以上を配置）及びURAによる申請支援を強化する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) URA等による各種競争的研究費の情報収集及び分析に基づく説明会やワークショップ等の開催による外部資金獲得支援 大型研究費獲得に向けたURAによる研究プロジェクトの企画立案や研究マネジメントを実施し、部局を超えた共同研究申請支援を強化するとともに、大学公認クラウドファンディングへの支援を推進する。	
(B) 科研費申請アドバイザー教員及びURAによる申請支援の強化 URAによる各部局・各教員の業績分析の結果に基づいた資金獲得の方法を各部局へ提案し、協働による支援体制を構築する。	

《中期計画》

中期計画 2-1-1-2	★ ◆	【20】 本学の強みとなる特色ある分野の研究を推進するために、学長のリーダーシップのもと、既存の組織にとらわれない全学的研究プロジェクトを実施する。また、研究企画室や戦略的研究プロジェクトセンターによる研究支援・企画活動などを通じて、全学的研究推進機能を強化することにより研究水準を引き上げる。さらに、産学官等との研究連携により熱帯島嶼医学、国際感染症、再生医療、疫学ゲノム、創薬等の国際医療拠点形成の核となる研究を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 強み・特色の伸長に向けた全学的研究プロジェクトの推進 学長リーダーシッププロジェクトのうち、地域課題解決型プロジェクトを令和2年度から戦略的研究経費制度の一環で実施することとし、「首里城再興研究プロジェクト」と「SDGs研究プロジェクト」の研究を公募・選定し、推進する。	
(B) 研究水準の引き上げに向けた全学的研究推進機能の強化 URA等の高度専門職人材により研究データに関する研究IRを推進する。得られたデータに基づき、研究水準の引き上げに向けた施策を提案・実施する。	
(C) 国際医療拠点形成に向けた産学官等との共同研究の推進 採択されたAMED等の外部資金に基づく研究を民間企業（製薬・IT企業）や他の医療機関、行政機関等との連携により推進し、国際医療拠点形成に向けて卓越した成果を得る。	

(D) 島嶼地域科学研究所での 共同研究公募に係る支援との 共同研究の推進 公募型共同利用・共同研究の募集を行い、研究水準の引き上げに向けた研究を実施する。	
--	--

《中期計画》

中期計画 2-1-1-3	★	【21】研究成果の社会還元のために、異分野・異業種間の交流を促進する仕組みを整備し、本学の特色ある研究シーズと社会的ニーズとを結びつける組織的機能を強化する。特に、人文社会科学系及び自然科学系の研究者間の協力を基礎に、地方自治体やNPO法人等の実務者と協働して地域課題の解決に繋がる研究プロジェクト等を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 研究シーズと社会的ニーズとを結びつける組織的機能の強化と社会還元 研究推進機構と地域連携推進機構の連携体制を強化するとともに、地域等の学外の関係者を含むネットワークに基づく研究を実施する。	
(B) 人文社会科学系及び自然科学系の連携に基づく、地方自治体やNPO法人等の実務者と協働した地域課題解決に向けた研究プロジェクトの推進 地方自治体やNPO法人等の実務者と協働した地域課題解決研究プロジェクトを推進するとともに、令和2年度から開始する「首里城再興研究プロジェクト」と「SDGs 研究プロジェクト」の研究を公募・選定し、支援する。	

《中期計画》

中期計画 2-1-1-4	【22】熱帯生物圏研究センターが担う共同利用・共同研究拠点（熱帯生物圏における先端的環境生命科学共同研究拠点）において、国内外の研究者とともに、熱帯・亜熱帯に特有でかつ生物多様性の高いサンゴ礁、マングローブ林、熱帯・亜熱帯雨林等のフィールドに特化した研究を推進する。また、生態系等に関する学術研究や豊かな生物多様性に基づいたイノベーション創出に資する研究を行う。			
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
（A）熱帯生物圏のフィールドに特化した共同研究の推進 熱帯生物圏のフィールドに特化した研究を継続して推進するために、大型資金の獲得を目指すとともに、若手共同研究者支援と国際共同研究を強化する。	
（B）生態系等に関する学術研究及び豊かな生物多様性に基づいたイノベーション創出に資する研究の推進 生態系等に関する学術研究及び豊かな生物多様性に基づいたイノベーション創出に資する研究の社会実装を目指して、ワクチン開発研究、機能性食品研究を推進する。	

（２）２－２ 研究実施体制等に関する目標

４年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 2-2 -1	〔６〕基盤的分野並びに本学の強み・特色となる分野において、組織的な研究支援事業を推進するとともに、多様な人材が活躍できる機動的かつ柔軟な研究環境の整備を行う。これを踏まえて、研究者の国際交流・国際共同研究を促進し、アジア・太平洋地域をリードする教育研究拠点大学への歩みを加速する。
---------------	--

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 2-2-1-1	◆	【23】多様な分野の基盤研究を活性化するため、併任教員や協力研究員等の活用を通して部局を超えた研究者の流動性を高め、研究のシナジー効果の創出を図る。また、外部有識者による研究推進機構アドバイザー会議などを通じて国内外の客観的視点やニーズを把握し、それを踏まえて機構内外諸組織の相互連携を促進することにより研究推進機構の機能を強化し、機動的な研究実施体制を整備する。		
中期目標期間終了時 自己判定		リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 研究のシナジー効果の創出に向けた取組 併任教員や協力研究員等の活用を通して部局を超えた研究者の流動性を高めることにより、超学際的研究を推進する。	
(B) 外部有識者の意見を踏まえた研究推進機構の機能強化による機動的な研究実施体制の整備 外部有識者による研究推進機構アドバイザー会議などを通じて実現したプロジェクトを引き続き推進・支援する。	
(C) 先端研究基盤共用促進事業を活用した機器や設備の共用化の促進 「おきなわオープンファシリティネットワーク」の連携強化により、県内研究機関における研究機器・設備の運用を拡大する。	

《中期計画》

中期計画 2-2-1-2	24】人材のダイバーシティ向上を念頭に、若手・女性・外国人等の研究者が能力を最大限に発揮できる柔軟な研究環境を整備する。特に女性研究者の研究活動を支援する支援員制度などや出産・育児・介護などのライフイベントと研究との両立のための支援制度を拡充する。また、指導的地位にある女性研究者数の増加に向けた女性研究者を代表者とする共同研究の促進制度などのキャリア支援の取組を強化する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) ダイバーシティ向上に向けた若手・女性・外国人等の雇用と研究環境整備 若手・女性・外国人研究者支援研究を引き続き実施するとともに、学長のリーダーシップによる女性限定公募を部局において実施する。	
(B) 女性研究者のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援制度の充実 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」（令和元～6年度）を活用し、女性研究者のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援を強化する。	
(C) 指導的地位にある女性研究者数の増加に向けたキャリア支援制度の充実 (B) で述べた事業により、指導的地位にある女性研究者数の増加に向けたキャリア支援を強化する。	

《中期計画》

中期計画 2-2-1-3		【25】研究のグローバル化を推進するため、教育研究交流プログラム等の積極的な実施を通じて、海外研究者、特にアジア・太平洋地域の研究者とのネットワークを広げ、それを活かした共同研究を促進する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) アジア・太平洋地域の研究者とのネットワーク拡大と共同研究の推進 これまで拡大したアジア・太平洋地域の研究者ネットワークを活用して、国際交流・国際共同研究を促進する。	

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 3-1-1	[7] 地域の産学官が保有する多様な資源を活かし、地域を志向した教育研究を推進する産学官協働の仕組みを構築し、地域社会の発展に貢献する人材を育成する。
--------------	---

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 3-1-1-1	★	26】地域の企業や自治体等のニーズに応えた人材を育成するため、地域志向のプログラムや地域創生科目の拡充を進める。また、COC事業やトビタテ留学JAPAN等の地域協働事業の展開を通して、本学が育成する人材の地元定着化に取り組む。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 沖縄県の行政・企業等のニーズに応えたインバウンド対応人材の育成 令和2年度は、令和3年度からの「トビタテ！留学 JAPAN プロジェクト（地域人材コース）」自走を目指して県内企業への寄附の呼び掛けを行い、引き続き、県及び県内企業のニーズに応えた人材育成を進めていく。	
(B) 地域に求められる人材を育成するための地域志向教育とその成果 地域志向教育プロジェクトは、COC 事業終了後も学内での取組として継続しており、学生が自ら地域に入り地域の再生・活性化や課題解決等に取り組む「ちゅらプロ」、地域志向教育をより拡充・強化し推進するための「授業改善取組支援」、若者の地域への定着を目標とする「正課外地域実践教育プロジェクト」などを学内予算にて実施する。 また、地域協働事業における成果について、COC+事業として協定を締結している自治体と連携して、地域に求められる人材を育成する取組を継続していく。	

(C) 高等教育環境のない地域 への知の還元事業 令和２年度以降も「知のふるさと納税事業」（地域人材育成プログラム）の取り組みを継続し、離島地域への人材育成を継続する。	
(D) 学長裁量経費を活用した 地域協働事業の支援 令和２年度以降も引き続き、学長裁量経費を活用した支援事業の検証・見直しを行いながら、新規・継続支援を実施する。また、自治体や地元企業との連携による資金確保に努め、学長裁量経費に拠らない、事業の自走化に必要となる支援を行う。	

《中期計画》

中期計画 3-1-1-2	★ ◆	【27】教育研究の成果を踏まえ、サテライトキャンパスを活用した学習コミュニティづくりを強化し、多様な学習ニーズに基づく学習機会や学び直しの充実を図り、地域社会を支える人材の質の向上に繋がる取組を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 地域ニーズに応えた学習機会の提供 公開講座等の受講者アンケートなどによるニーズの把握に努め、現在の規模を維持した学習機会や学び直しの場を提供し、地域社会を支える人材の質の向上に繋がる取組を行う。 また、地域住民への学習機会の提供を拡充するために、サテライト教育や出前講座・授業等含め見直しを行い、沖縄本島内だけでなく、島嶼地域（石垣島、久米島、宮古島）にも学習機会を提供する。	
(B) リカレント教育の拡充と小中高校生を対象とした次世代人材育成の成果 社会人の学び直し機会の拡充、生涯教育の推進及び次世代人材育成等を行うとともに、次世代人材育成においては、高大接続も意識したシームレスな教育の提供を推進する。	
(C) 起業家マインドを有する人材の育成について イノベーション創出を促進するような起業家マインドを有する人材を育成・輩出する取組を実施する。	

小項目 3-1-2	[8] 沖縄の産業活性化及び持続的な自立型経済の実現に向って、学術的基盤に立脚して地域社会が抱える課題の解決や産業振興に資する取組を推進し、「行動するシンクタンク」として地域再生・活性化に貢献する。
--------------	---

<<特記事項>>

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 3-1-1-3	◆	【28】地域産業の振興を担うグローバルな人材を育成するため、地域の他機関が連携する沖縄産学官協働人材育成円卓会議（県内企業、経済団体、高等教育機関、沖縄県、内閣府沖縄総合事務局等）と連携して、地域づくりのための人材養成プログラム、産学官コーディネータ等の産業振興を担う高度専門職養成プログラムや地域行政を担う自治体職員能力強化プログラム等の目的別プログラムを開発して実施する。また、沖縄産学官協働人材育成円卓会議を活用し、受講者のキャリアアップに繋がる客観的な地域認証システムを構築する。		
中期目標期間終了時 自己判定		リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 沖縄産学官協働人材育成円卓会議と連携した目的別人材育成プログラムの開発・実施 令和2年度、令和3年度においても、沖縄産学官協働人材育成円卓会議と連携し目的別人材育成プログラムの開発・拡充を進める。 特に、「地域・政策人材育成」の分野では、一般財団法人地域公共人材開発機構による新設科目の追加認証を受けることで、「初級地域公共政策士」資格認証制度の充実を図り、継続的に資格者を輩出する。また、「地域公共政策士」（大学院修士クラス）資格制度の開設に向け、大学院教育プログラムの開発及び認証制度の拡充に向けた取組を推進する。 さらに、「沖縄地域公共政策研究会」の人材を、中期計画3-1-2-1に係る「地域共創人材バンク」に登録し、人材の育成と循環を強化するとともに、行政・民間の社会人のキャリアアップに地域公共政策士資格プログラムを積極的に活用し	

てもらうなど、地域の人材育成を推進する。	
-----------------------------	--

《中期計画》

中期計画 3-1-2-1		【29】「行動するシンクタンク」として地域コーディネータ機能を強化するため、地域連携推進機構に交流人材センター（仮称）を設置し、企業経営や行政運営の改善に関する専門人材を配置するとともに、企業や自治体等との連携体制を構築する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A)「地域共創人材バンク」の立ち上げと人材登録の推進 令和2年度以降から学内外におけるさまざまな専門人材を取り込むことのできる登録制の「地域共創人材バンク」の運用を目指している。 企業や自治体等のニーズに対応できる人材をあらかじめ本バンクに登録しておくことで、地域課題の解決や産学・地域振興に資する活動について、学内外の研究者や自治体・企業等の人材を可視化し、さまざまな人材の協働を推進する。 また、中期計画3-1-1-3で述べた「初級地域公共政策士」や高度専門職など、目的別に育成した人材を本バンクに登録することで、これらの分野での人材の育成と活用の循環を加速させることも目指している。	
(B) 企業や自治体等との連携体制の構築 令和2年度以降も地域連携推進機構及び研究推進機構による企業や自治体等とさまざまな連携体制の構築に取り組み、学内外の人材を本バンクに登録していく。	

(C)「行動するシンクタンク」 としての実践 令和２年度以降も企業や自治体等との連携体制の強化を図り地域が抱える課題の解決及び産業振興に資する取組を推進し、「行動するシンクタンク」として地域再生・活性化に取り組む。	
---	--

《中期計画》

中期計画 3-1-2-2		【30】地域の産業振興を推進するため、沖縄産学官連携推進協議会等と連携し、企業ニーズを掘り起こし、本学の研究成果とのマッチングを行い、沖縄の産業振興に寄与する共同研究等を推進する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 企業のニーズと本学シーズのマッチング 令和2年度以降も引き続き研究シーズ発信を行い、企業ニーズとのマッチングを推進する。特に地域連携推進機構を中心に、各部局等における産学連携活動や、URAによるプレアワード、ポストアワード活動、広報戦略室の行う研究広報とも連携し、県内外への発信力の強化を行う。	
(B) 地元企業との連携による地域資源を活用した商品開発 令和2年度以降も引き続き琉球大学ブランド商品開発事業を実施し、本学の知的資産を活用した商品開発を支援していく予定である。	
(C) 産学官金連携による共同研究のスタートアップ支援 令和2年度以降も引き続き産学官金共同研究スタートアップ支援事業を実施する。これまで支援実績を踏まえ、支援内容のブラッシュアップを予定しており、本学のスタートアップ支援が自治体等の各種支援事業等の外部資金獲得に結びつくよう、内容強化を進めていく。	

4 その他に関する目標

(4) 4-1 グローバル化に関する目標

4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。

小項目 4-1-1	[9] 学生の国際流動性を高める仕組の構築を通じて、世界の様々な地域を舞台に交流と参画を通して、豊かな社会づくりを目指すグローバル人材を育成する。
--------------	---

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 4-1-1-1	◆	【31】外国人留学生の受入促進のため、編入学を含めた特別プログラム等の英語によるプログラムや短期サマープログラム等を拡充し、第3期中期目標期間中において外国人留学生等の年間受入れ者数を20%増加（第2期比）させる。また、日本国内や日本企業への就職を希望する外国人留学生の就職促進のため、ビジネス日本語教育や就職支援体制を拡充し、キャリア支援を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 「国際戦略基本方針」策定に基づく海外ネットワークの構築 本学の「国際戦略基本方針」に基づき、アジア・太平洋地域の大学をはじめ、島嶼地域の大学との交流を積極的に推進する。また、学生交流協定等の締結により、留学生受入・学生派遣を促進する。	
(B) 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム等の拡大 既存の特別プログラムにおける外国人留学生の受入を引き続き推進するとともに、英語による短期研修等の推進による外国人留学生の受入増加を図る。	
(C) 寄附金等による支援制度の拡充及び学生交流の促進 寄附金の拡充や奨学金の獲得を図り、外国人留学生への経済的支援を充実させるとともに、給付型奨学金の支給により新規の留学生受入の推進に繋げる。	

(D) 学生交流プログラムの促進 「大学の世界展開力強化事業」を通して、短期研修も含めた太平洋島嶼地域の大学との学生交流を活性化する。また、学生交流協定等の締結により、幅広い学生交流プログラムを提供する。	
(E) 外国人留学生のためのキャリア支援による日本国内就職の推進 日本国内や日本企業への就職を希望する外国人留学生へのビジネス日本語教育やキャリアカウンセリング等の取組を行い、日本国内で就職する外国人留学生の増加を目指す。	

《中期計画》

中期計画 4-1-1-2	★	【32】学生の海外派遣促進のため、全学的な事前・事後学習を含む体系的教育プログラムの構築やコーディネーター配置等による支援体制を強化し、第3期中期目標期間中において短期研修等を含む学生の海外派遣者数を20%増加（第2期比）させる。		
中期目標期間終了時 自己判定		リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 体系的教育プログラムの拡充 短期交換留学プログラムや海外文化研修等において、事前研修・事後研修を含めた体系的な教育プログラムを拡充するとともに、BEVI-Jの活用により、教育プログラムの質の向上を図る。	
(B) コーディネーター配置等による支援体制を強化 コーディネーター（専任教員/UEA）が配置したGCC（グローバル・コモンズ コンシェルジュ）を活用し、学生の海外留学や語学学習相談等の支援の充実を図る。	
(C) 海外大学との連携の強化とCOIL型教育の活用 「大学の世界展開力強化事業」による太平洋島嶼地域大学との学生交流や国際教育連携を推進するとともに、アジア・太平洋地域を中心としつつ、欧米や南米等との連携も推進する。	
(D) 国立大学として初のISEP加盟とそれによる留学プログラムの強化 ISEPを活用して、学生のニーズにあった多様な海外留学プログラムを提供する。また、寄附金を活用して短期間の国際交流プログラムを拡充し、学生の	

海外派遣を促進する。	
(E) 海外インターンシッププログラムの推進 「バレンシア国際カレッジプログラム」や「トビタテ！留学JAPAN 地域人材コース」等のプログラムにより、学生の海外インターンシップを推進する。	
(F) 寄附金による派遣学生への支援 寄附金の拡充や奨学金の獲得を図り、経済的な理由で留学を断念することがないよう支援を継続し、学生派遣の推進に繋げる。	

小項目 4-1-2	[10] アジア・太平洋地域の教育研究拠点となる大学の実現に向けて、本学の特性と強みを活かして海外とのネットワークを構築するとともに、国内外の多様な取組を通して地域及び国際社会に貢献する。
--------------	--

《特記事項》

○優れた点

①	
---	--

○特色ある点

①	
---	--

○達成できなかった点

①	
---	--

《中期計画》

中期計画 4-1-2-1		【33】アジア・太平洋地域の教育研究機関を中心とした環太平洋大学コンソーシアムのネットワークを形成し、第3期中期目標期間中において10機関以上と連携する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 島嶼地域大学とのネットワークの推進 世界展開力強化事業の連携大学との取組を引き続き推進するとともに、台湾をはじめ、島嶼地域の協定校との連携を中心に学生交流・学術交流等の取組を推進する。	
(B) 国際シンポジウムの開催等による学術連携の推進 「アジア太平洋島嶼拠点大学ネットワーク」のシンポジウムを本学が主催して開催する。また、琉球大学創立70周年記念事業として国際シンポジウムを開催する。	

《中期計画》

中期計画 4-1-2-2		【34】亜熱帯・熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿の分野における国際共同研究を促進したり留学生の受入・派遣を拡大するため、アジア・太平洋地域に5カ所以上の海外拠点を設置する。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) アジア・太平洋地域等における海外拠点の活用 引き続き5つの海外拠点において、学生研修や教職員派遣等のサポートを行う。また、台北サテライトオフィスを中心に、大学間連携のみならず産学連携を視野に入れた活動を検討する。	
(B) 5つの拠点による学術交流の推進 各サテライトオフィス部会において、教育交流や学術交流等の取組案を策定し、推進する。	
(C) 国際共同プロジェクトの実施、学術連携体制の強化 日本学術振興会「研究拠点形成事業 B. アジア・アフリカ学寿部基盤形成型」に採択された「環境DNAメタバーコーディングを用いたマングローブ生態系の全球的解析」を実施し、海外協力大学との学術連携を強化する。	

《中期計画》

中期計画 4-1-2-3	★	【35】国内外の地域が持つ課題の解決に向けて、沖縄県系人ネットワーク及び独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携し、沖縄県系人留学生や研修員の受入及び専門家の派遣による国際協力事業を実施する。また、外国人留学生や外国人研修員を活用し、地域の小中学校において出前講義等を行い、国際理解を促進するための取組を行う。		
中期目標期間終了時 自己判定	リストから選択してください。	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施している	

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) 沖縄県系人ネットワークの強化 連携協力覚書を締結した沖縄県人会との交流活動を推進する。また、台湾沖縄県人会やグアム沖縄県人会との連携協力覚書の締結へ向けて、協議を進める。	
(B) JICA と連携による国際協力活動の推進 ラオスサテライトオフィス部会及び医学部と連携し、JICA 草の根協力事業「貧困僻地部における女性のエンパワメントによる母子保健プロジェクト」（令和2年度から5年間）に取り組む。また、JICA 開発大学院連携のための協議を進める。	
(C) 出前講義の提供やインターンシッププログラムの実施 引き続き、JICA 及び JETRO と連携し出前講義の提供やインターンシッププログラムを実施する。	
(D) 外国人留学生等を活用した地域小中学校での国際理解の促進 国際教育センターと連携し、引き続き、外国人留学生や研修員を活用して地域小中学校において生徒との交流を行い、国際理解を促進する。	

令和3年度 地域連携推進機構予算執行状況(2021.12.15現在)

1. 基本的な予算

財源	目的	予算配分額(R3)	執行済額	予算残高	執行率	備考
大学運営費（その他）	教育基盤経費	1,057,000	872,145	184,855	82.51%	
	大学開放事業費	2,333,000	1,646,579	686,421	70.58%	
	研究基盤経費	1,619,000	396,626	1,222,374	24.50%	
	(内訳)	845,000	204,932	640,068	24.25%	うち機構共通
		774,000	191,694	582,306	24.77%	うち教員研究費
	一般管理費	650,000	353,581	296,419	54.40%	
	計	5,659,000	3,268,931	2,390,069	57.77%	

2. 戦略的重点配分経費-戦略的地域連携推進経費

経費	執行先	予算配分額(R3)	執行済額	予算残高	執行率	備考
地域協働プロジェクト推進経費	新規4事業	3,700,000	3,700,000	-	100%	4事業に配分済み
地域志向活動トライアル経費	正課科目における地域志向取組	1,000,000	1,000,000	-	-	配分済み
	地域共創型学生プロジェクト（ちゅらプロ）	500,000	32,064	467,936	6%	採択済み
地域連携支援体制構築強化経費	サテライト・イブニング・カレッジ事業（RSEC）	1,500,000	238,432	1,261,568	16%	
	知のふるさと納税事業	1,500,000	0	1,500,000	0%	
	地域協働萌芽プロジェクト支援	1,500,000	0	1,500,000	0%	
	琉球大学未来共創フェア関連経費	0	0	-	-	
	地域貢献事業循環型モデル検討・調査等	500,000	0	500,000	0%	
	戦略的地域連携推進に係る運営・支援(非常勤職員人件費)					
	戦略的地域連携推進に係る運営・支援(物件)	4,500,000	1,898,222	2,601,778	42%	アクティブシンクタンク学内負担
	アドバイザリースタッフ派遣事業	3,500,000	3,500,000	-	100%	アクティブシンクタンク学内負担 教育学部に配分済み
	計	18,200,000	10,368,718	7,831,282	57%	

3. 機能強化経費（戦略3「アクティブ・シンクタンク」）（14,000千円）

財源	目的	配分額(R3)	執行済額	予算残高	執行率	備考
大学運営費（交付金） （21,409千円）	非常勤教員給与	14,000,000	10,297,461	3,702,539	73.55%	
	非常勤講師給与	0	759,247	-759,247	-	
	教育基盤経費					
	計	14,000,000	11,056,708	2,943,292	78.98%	

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

(令和3年4月1日時点)

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 (理事・副学長(地域貢献・国際交流・広報))	うしくぼ きよし 牛窪 潔	1号委員	
2	副機構長 (副学長・副理事(地域連携担当))	たけむら あきひろ 竹村 明洋	2号委員	
3	地域共創企画室長 (地域共創企画室 教授)	せ と ひろふみ 背戸 博史	3号委員	
4	地域共創企画室 准教授	しばた さとし 柴田 聡史	4号委員	
5	地域共創企画室 准教授	こじま はじめ 小島 肇	4号委員	
6	総合企画戦略部 地域連携推進課長	しもじ たかゆき 下地 孝之	5号委員	
7	地域共創企画室 特命准教授	しまぶくろ あきみち 島袋 亮道	6号委員	
8	地域共創企画室 特命准教授	はたなか ひろし 畑中 寛	6号委員	
9	総合企画戦略部長	みつお しゅんいち 満尾 俊一	6号委員	

「国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則」より

(運営会議の組織)

第16条 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 専任教員
- (5) 総合企画戦略部地域連携推進課長
- (6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。